

宮城県建築物中間検査の手引き

平成18年10月

監修 宮城県土木部建築宅地課

発行 社団法人 宮城県建築士会

目 次

第 1 中間検査制度の概要

1	宮城県における中間検査の必要性	1
2	中間検査の役割	1
3	中間検査制度に関する建築基準法の規定	1
(1)	建築基準法における根拠	1
(2)	中間検査の流れ	2
4	中間検査対象建築物及び特定工程等の指定	3

第 2 中間検査の実施方法

1	中間検査実施の基本的考え方	5
(1)	中間検査の基本的事項	5
(2)	検査の特例（法第 7 条の 5）の取扱い	5
(3)	中間検査の的確な実施	5
2	中間検査実施の流れ	6
(1)	中間検査実施のフロー	6
(2)	中間検査各段階の留意事項	7
3	中間検査のための提出書類一欄表	17
4	工事写真撮影要領	18

第 3 中間検査の各種様式

1	中間検査申請書様式	21
2	工事監理・工事状況報告書と検査項目の解説	27
3	工事施工状況・施工結果報告書	49
4	中間検査申請書（第四面）記載例	75
5	名義等変更届書	87

第1 中間検査制度の概要

1 宮城県における中間検査の必要性

「阪神・淡路大震災」での建築物の倒壊原因の一因が施工不良であったことから、工事監理及び施工管理の徹底を図ることを目的に、平成10年6月に中間検査制度を含めた改正建築基準法が公布され、平成11年5月1日から施行されました。

その内容は、特定行政庁が必要に応じ、その地方の建築物の建築動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、対象とする区域、期間、構造、用途等の「中間検査」を受けるべき工程（特定工程）を指定します。そして、指定された建築物は、建築主事又は指定確認検査機関の「中間検査合格証」の交付を受けなければ、特定工程後の工程に係る工事が実施できません。

これにより、従来の建築物の計画時点の審査である確認申請及び完成時点での審査である完了検査申請に加え、施工途中時点での審査である「中間検査」を行うことにより、建築物の安全性及び建築規制の実効性を確保しようとするものです。

一方、国の地震調査委員会が公表した「宮城県沖地震の長期評価」では、2014年までに50%、2024年までに90%、2034年までに99%の確率で、宮城県沖を震源とするマグニチュード7.5～8.0の大規模地震が発生すると予測されています。

このようなことから、宮城県では、建築物の安全性を確保し、災害に強いまちづくりを積極的に推進していくため、中間検査を実施することにしました。

2 中間検査の役割

中間検査は、工事途中段階での建築物の適法性を確認し、同時に建築物の安全性を確保していくことにあります。さらに、適正な工事監理を誘導していくという役割があります。

中間検査と工事監理の制度は異なるものですが、建築物の安全性を確保するという目的は同じです。中間検査は、原則として外部から明視できる範囲について、工事監理、施工者管理が適切に行われているかを確認し、「建築規制の実効性の確保」を目指した制度です。すなわち、建築基準法に位置づけられた検査を実施することにより、建築基準法、建築士法、建設業法のいわゆる建設三法に関わる行政、工事監理者、施工者のそれぞれが自らの業務責任を果たす「自工程責任の体系」を確立するものです。

3 中間検査制度に関する建築基準法の規定

中間検査の対象となる建築物や、検査を行う工程は、特定行政庁ごとに指定することとされており、建築主は指定された建築物の工程が終了した段階で検査を受けることが必要となります。

(1) 建築基準法における根拠

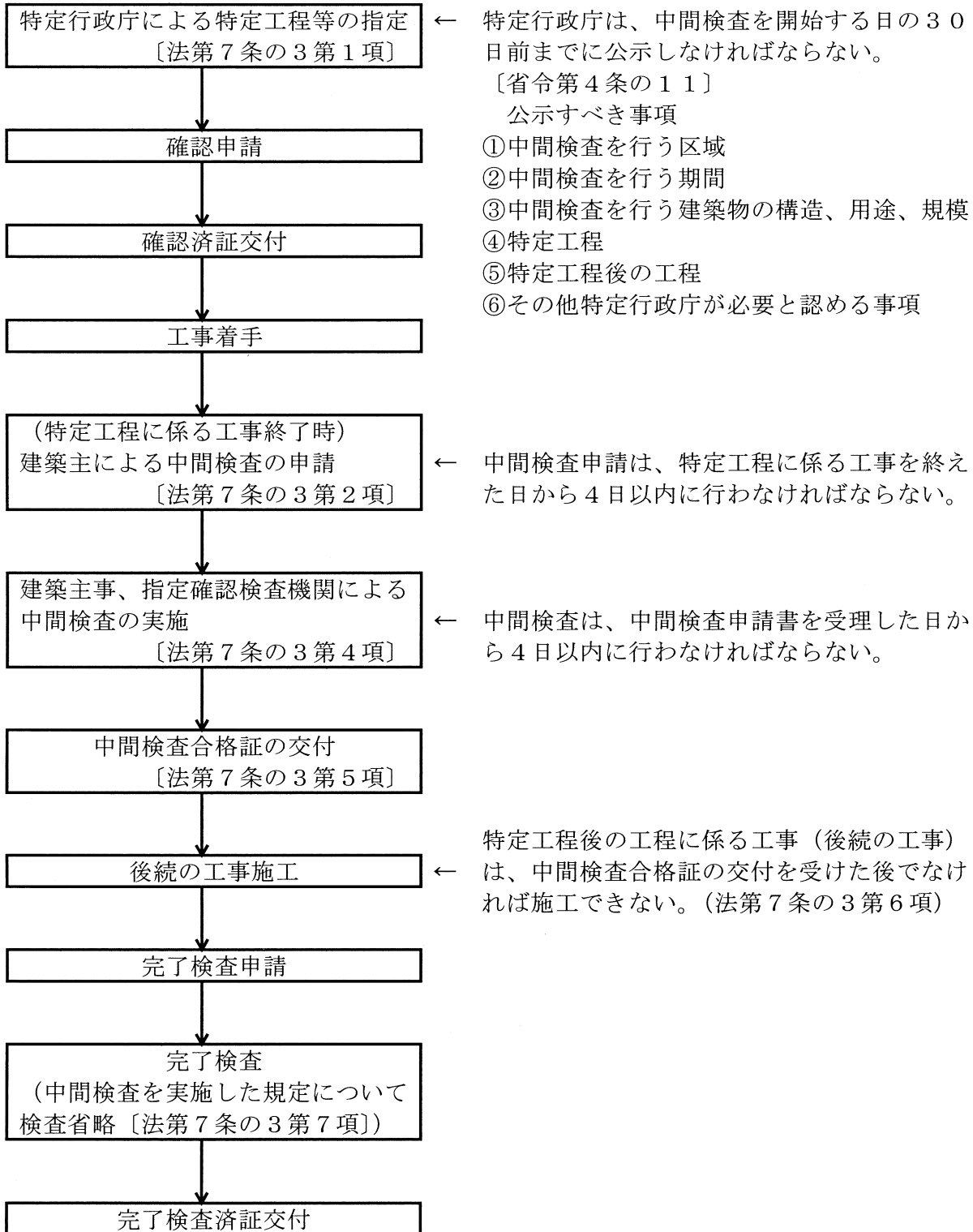
・法第7条の3第1項

特定行政庁は、その地方の建築物の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間及び建築物の構造、用途又は規模を限り、建築物に関する工事の工程のうち当該工事の施工中に建築主事が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査することが必要なものを特定工程として指定するものとする。

・法第7条の3第6項

特定行政庁が第1項の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事は、前項（第5項）の規定による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

(2) 中間検査の流れ



4 中間検査対象建築物及び特定工程等の指定

中間検査を行う建築物は、県民の生活基盤であり、かつ、県民が安心して居住できる良質な住宅のストックを確保するとともに、その耐震安全性を確保するという観点から木造住宅を、また、違反発生のおそれが高く、かつ、安全上検査の必要性の高い不特定多数の者が利用する特殊建築物等を対象としました。

○宮城県告示第1065号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成18年10月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 中間検査を行う区域

宮城県の区域（仙台市、石巻市及び塩竈市の区域を除く。）

二 中間検査を行う期間

平成18年12月1日から平成23年11月30日まで

三 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

中間検査を行う建築物は、平成18年12月1日以降に法第6条第1項の確認の申請書又は法第6条の2第1項の確認を受けるための書類の提出がある新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）を行う建築物で、次の1から3までに掲げる建築物のいずれかに該当するものとする。

- 1 一戸建ての住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下同じ。）、長屋又は共同住宅で木造のもの。ただし、軸組工法及び桝組壁工法（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第80条の2第1号の規定により国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）以外の工法のものを除き、軸組工法にあっては、柱、土台及びはりの大部分を、桝組壁工法にあっては、耐力壁及び床桝組の大部分を木造とするもの
- 2 木造の建築物で新築等に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの
- 3 法第6条第1項第1号に掲げる建築物で木造以外のもののうち、新築等に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの

四 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表の建築物の欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表特定工程の欄に掲げる工程を特定工程とし、同表特定工程後の工程の欄に掲げる工程を特定工程後の工程とする。

（表は、次ページに記載）

五 適用除外

次の1から5までに掲げる建築物のいずれかに該当するものは、中間検査を行う建築物から除くものとする。

- 1 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物
- 2 法第6条の3第1項第1号に掲げる建築物
- 3 法第68条の26第1項に規定する構造方法に係る認定を受けた建築物
- 4 法第85条第5項に規定する許可を受けた仮設建築物
- 5 木造の建築物のうち、次の(1)から(3)までに掲げる事項のいずれかに該当するもの
 - (1) 新築等に係る部分の床面積の合計が50㎡以下のもの
 - (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項に規定する評価方法基準による建設住宅性能評価を受けるもの
 - (3) 平成12年建設省告示第2009号に定める基準に適合する免震構造のもの

「四 指定する特定工程及び特定工程後の工程」で定める表

項	建築物		特定工程		特定工程後の工程
1	新築等に係る一戸建ての住宅、長屋若しくは共同住宅で木造のもの又はこれら以外の木造の建築物で、新築等に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの	構造方法が軸組工法によるもの	建方工事において	柱、土台、筋かい、はり等の軸組の緊結を完了する工程	床、壁及び天井を設置して軸組を覆う工程
		構造方法が政令第80条の2第1号の規定により国土交通大臣が定めた枠組壁工法によるもの	建方工事において	小屋組を完了する工程	屋内側の壁又は天井を設置して枠組を覆う工程
2	法第6条第1項第1号に掲げる建築物で木造以外のもののうち、新築等に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの	鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造又は組積造のもの	基礎工事において	基礎の配筋を完了する工程	当該基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工程
			建方工事において	地上2階の床版の配筋を完了する工程	当該床版並びにその下部にあるはり、柱及び壁を覆うコンクリートを打設する工程
		プレキャスト鉄筋コンクリート造のもの	基礎工事において	基礎の配筋を完了する工程	当該基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工程
			建方工事において	地上2階の床版の取付けを完了する工程	当該床版と壁等との接合部を覆う工程
		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のもの	基礎工事において	基礎の配筋を完了する工程	当該基礎の配筋を覆うコンクリート
			建方工事において	地上1階の柱及び斜材に地上2階のはりを溶接、又はボルトにより接合する工程	当該柱及び斜材と当該はりとの溶接部又は接合部を覆う工程
備考 2の項に掲げる建築物については、当該建築物の地上1階部分の主要な構造の種別によりこの表を適用する。					

第2 中間検査の実施方法

1 中間検査実施の基本的考え方

(1) 中間検査の基本的事項

- ① 中間検査では、工事中の建築物が特定工程に達した段階で、既に施工されているすべての部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査します。
- ② 建築物の安全性が確保されるためには、工事監理者による工事監理及び施工者による施工管理が適切に行われることが不可欠であり、中間検査制度はそれらの品質管理・検査の体系を改めて確立させることを目的の一つとしており、検査は、工事監理者が工事中の対象建築物及びその敷地の適合性を確認していることを前提に行います。
- ③ 中間検査は、現場における検査を工事監理者の立ち会いの下に行います。原則として書類のみ、写真のみによる検査は認められません。
なお、現場検査において、軽微な手直し等の指摘がある場合については、写真等による報告を受け、その審査を行い適合性を判断することがあります。
- ④ 中間検査は、外部からの目視又は寸法測定等により行います。
目視又は計測検査では建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査できない部分（隠蔽部分等）は、工事監理者の工事監理の状況（省令別記第26号様式第4面）（以下「監理状況報告（申請書4面）」という。）及び法第12条第5項の規定に基づく、工事監理・工事状況報告書等により確認します。
- ⑤ 中間検査は、監理状況報告（申請書4面）、工事監理・工事状況報告書等を参照した上で、工事施工状況と建築確認申請書及びその添付図書（以下「確認図書」という。）との照合を基本に行います。
確認図書のみでは照合できない部分については、法第12条第5項の規定に基づき、必要に応じて設計図書（建築工事の実施のために必要な図面及び仕様書。以下同じ）や軸組計算書等の建築基準関係規定に適合することを確かめるための書類の提出を求めて照合を行います。

(2) 検査の特例（法第7条の5）の取扱い

法第6条第1項第4号に係る建築物で建築士の設計により確認の特例を受けた建築物の工事で、建築士である工事監理者によって設計図書のとおりを実施されたことが確認されたものは、いわゆる単体規定の一部が検査の対象外となります。（以下「検査の特例」という。）

検査の特例が適用された建築物の検査は、検査の特例が適用されない場合に比べ、検査に必要な仕様書、軸組計算書等の提出が不要となり、主に集団規定が検査の対象となります。ただし、当分の間は、検査の特例が適用される建築物の検査であっても、単体規定部分の検査が重要であることから、現場検査においては、工事が設計図書のとおりを実施されているかの確認を行うこととします。

(3) 中間検査の的確な実施

中間検査の的確な実施のために、特定工程の指定に関する広報周知、確認済証交付時に検査対象建築物である旨のお知らせ、特定工程工事予定日が過ぎても検査申請のない建築主等への電話等による指導を行い、これらの指導にもかかわらず検査申請のない対象建築物へのパトロールによる立入指導等も併せて行います。

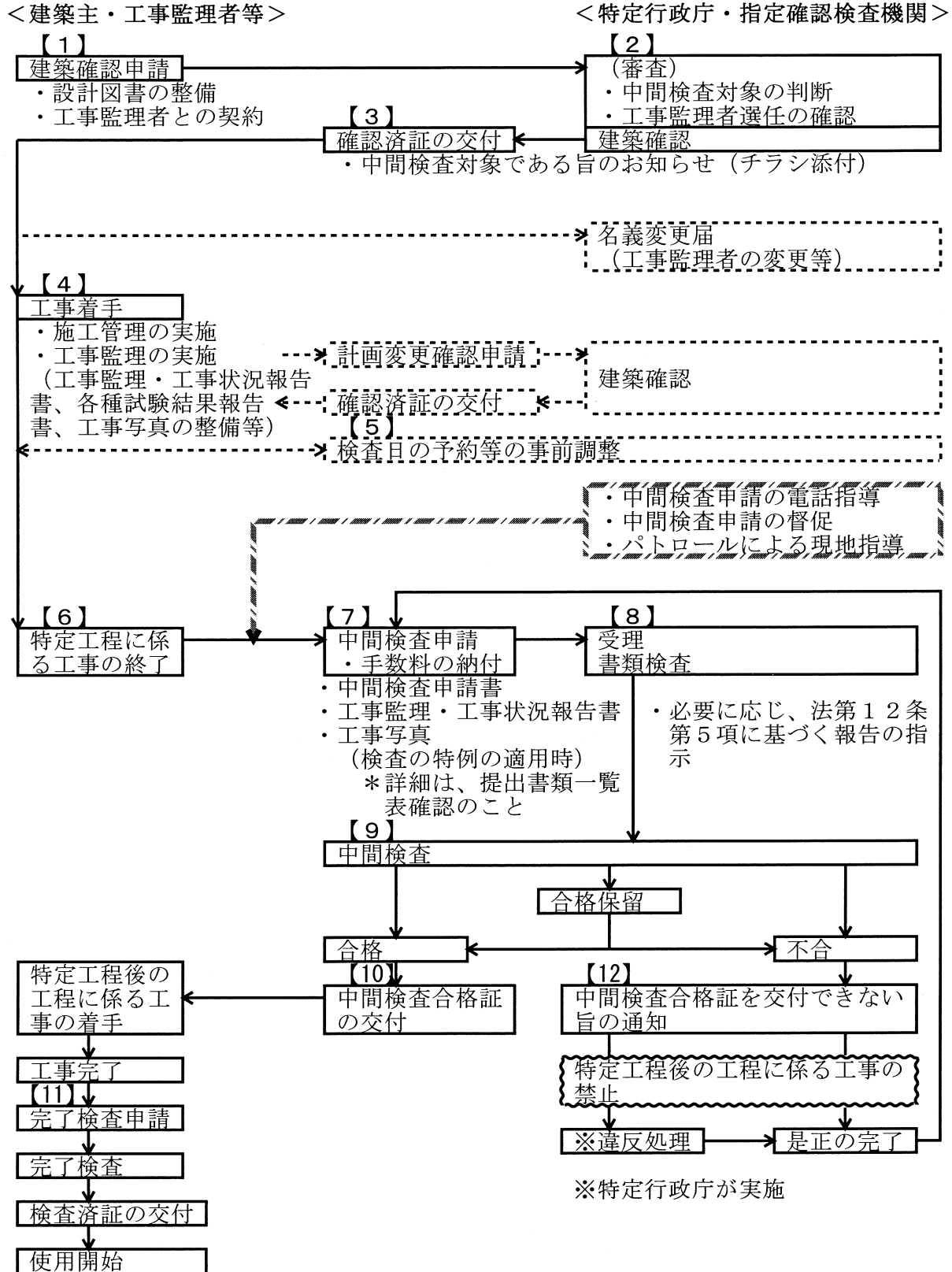
これらの指導の過程及び現場検査の実施等により違反建築物であることが判明した場合は、関係者に対して違反是正指導等を行います。

2 中間検査実施の流れ

(1) 中間検査実施のフロー

中間検査実施の流れは、〈建築主・工事監理者等〉、〈特定行政庁・指定確認検査機関〉別に以下の中間検査実施のフロー図（図－1）のとおりです。

図－1 中間検査実施のフロー図



(2) 中間検査各段階の留意事項

中間検査実施の各段階における要点・留意事項は、＜特定行政庁・指定確認検査機関＞、＜建築主・工事監理者等＞別に以下のとおりです。(図-1 中間検査実施のフロー図参照)

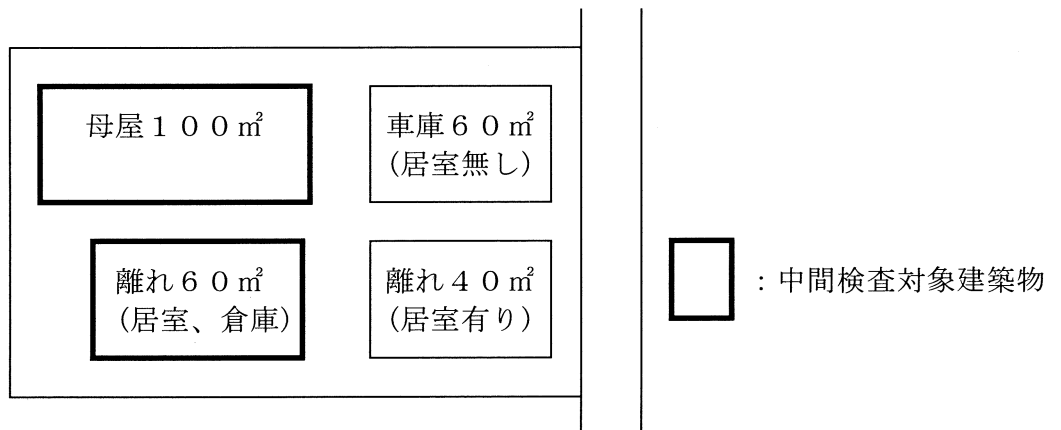
【1】建築確認申請段階＜建築主・工事監理者等＞

- ① 中間検査においては、建築基準関係規定に適合しているかどうか判断するために設計図書を参照することがあるので、設計時に、必要な事項を設計図書に的確に記入してください。
- ② 適切な工事監理者を選任し、契約してください。
- ③ 中間検査の対象は、新築、増築又は改築に係る建築物(棟)又は建築物の部分です。

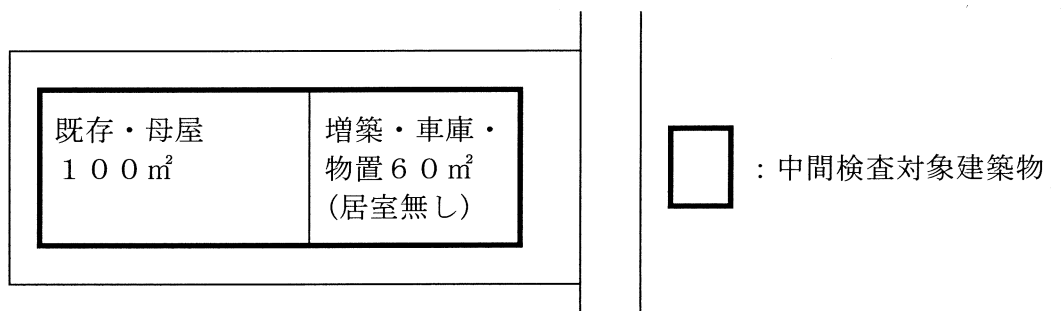
【中間検査の対象となる建築物】

【1-1】木造住宅

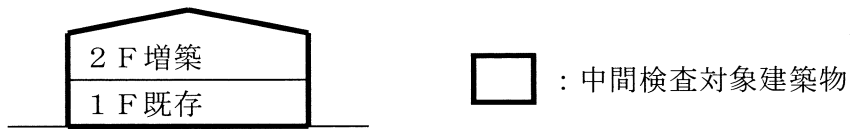
- ① 木造住宅(一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅)で、柱・土台・梁などの大部分が木造のものは、新築等に係る床面積の部分の合計が50㎡を超える建築物(棟)が中間検査の対象となります。
- ② 住宅の離れ(居室有)は住宅の用途に供する建築物であるため中間検査の対象となります。車庫、倉庫又は物置等居室を含まない付属建築物は、中間検査の対象なりません。
- ③ 併用住宅で、新築等に係る部分の住宅の用途に供する部分の床面積が50㎡以下であっても、新築等に係る部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、中間検査の対象となります。



- ④ 既存部分が住宅で、増築部分に居室がない場合でも、増築部分が50㎡を超える場合は、中間検査の対象となります。



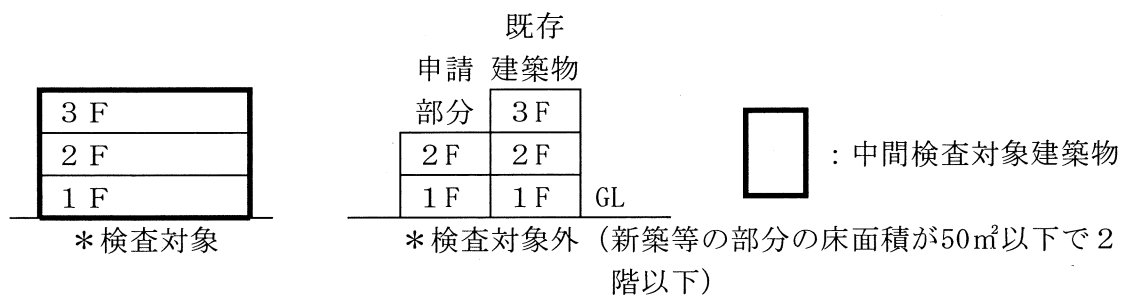
- ⑤既存の木造住宅に2階部分を増築する場合で、増築部分が50㎡を超える場合は、中間検査の対象となります。



【1-2】木造の建築物で、3階建て以上のもの

- ① 木造の建築物で、新築等に係る部分の地階を除く階数が3以上、新築等に係る部分の床面積の合計が50㎡を超える建築物（棟）が中間検査の対象となります。よって、新築等に係る部分が2階の場合は対象となりません。

なお、増築の場合も同じで、新築等に係る部分の階数が3以上であれば、中間検査対象となります。



- ②既存木造2階建てに3階部分を増築する場合で、増築部分が50㎡を超える場合は、中間検査の対象となります。



【1-3】木造以外の特殊建築物で、3階建て以上のもの

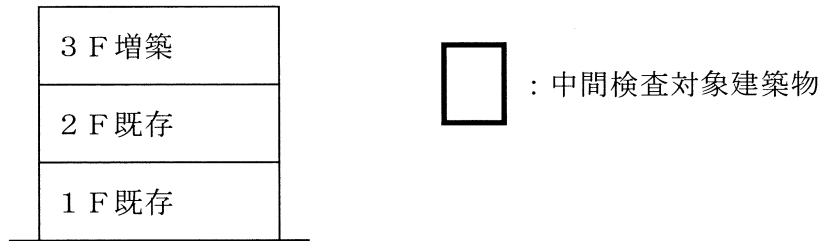
- ① 法第6条第1項第1号に掲げるものは対象となります。よって、申請に係る部分が2階の場合は対象となりません。

- ② 異種用途、異種構造併用の場合

1階がRC造の店舗で床面積が200㎡、2・3階が木造住宅の場合、全体の過半が木造であることから、木造3階建てとして扱い、中間検査対象となります。



- ③既存2階建て店舗に3階部分（店舗）を増築する場合は、形態上、中間検査対象建築物になると考えられますが、増築部分が3階床部分であり、特定工程の指定工程に該当する工程がないことから検査対象となりません。



【1-4】工区設定等による取扱い

① 工区を設定しない場合

- ・木造の建築物の場合
建て方終了時の1回
- ・木造以外の建築物の場合
基礎・地中はり配筋終了時、2階床版配筋等終了時の2回

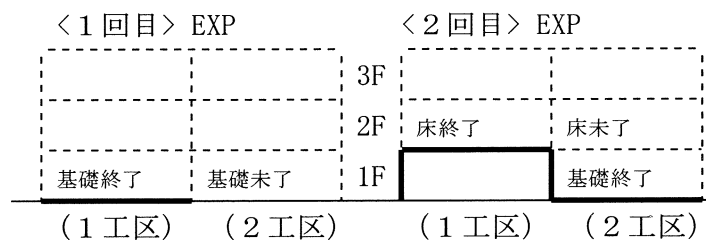
② 複数の工区を設定した場合（その1）

1棟で工事を2以上の工区に分けて施工する場合で、特定工程に達する時期が別々になる場合は、最初に特定工程に達した部分で中間検査を行います。

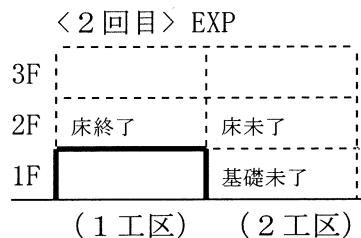
なお、工区とは、建築物が構造的にエキスパンションジョイントなどで分かれている場合等で合理的に区分されているものをいいます。

また、2回目の検査では、1回目で検査できなかった部分が特定工程に達している場合はその部分の検査も行いますが、その部分が特定工程後の工程に達している場合は、書類及び出来型検査となります。

- * 特定工程に達する時期が同じであれば、特定工程に達した部分の全てを検査します。
- * 異種構造の場合も、これを準用します。



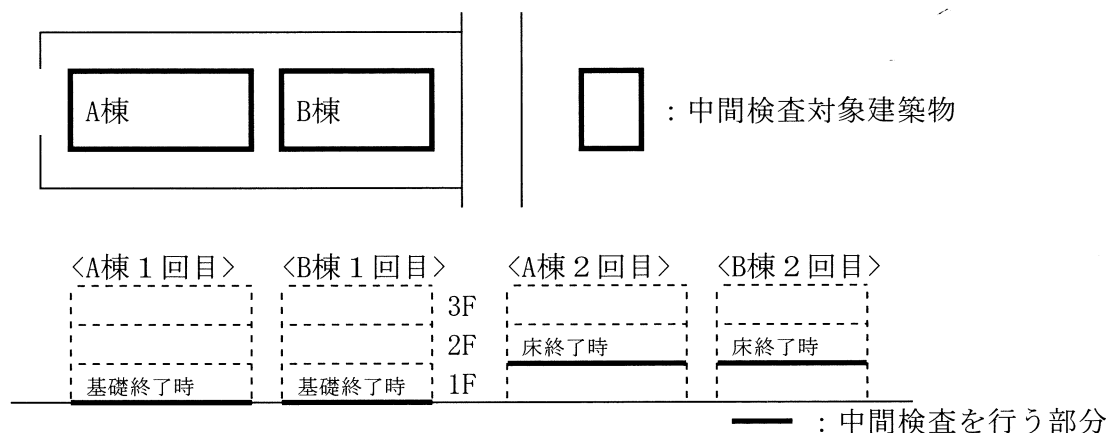
———：中間検査を行う部分



③ 複数の工区を設定した場合（その2）

1の敷地内に中間検査対象建築物（棟）が2以上ある場合で、特定工程に達する時期が別々の時期になる場合は、それぞれの棟で中間検査を行います。

なお、特定工程に達する時期が同時期になる場合もそれぞれの棟で中間検査を行います。



【1-5】 中間検査適用除外となる場合の建築確認申請

中間検査の適用除外となる建築物は、その建築確認申請書の第3面、第4面及び建築計画概要書第2面の作成時に次の点に留意してください。

① 型式適合認定を受けた建築物

法第6条の3第1項第1号の型式適合認定を受けた建築物については、当該認定書及び型式部材等製造者認証書の写しを添付するとともに、申請書第3面第18欄及び概要書第2面第18欄に当該認証を受けた建築物であることを記載してください。また、法第68条の20第1項の規定に基づく確認及び検査の特例を受けるため、申請書第4面第9欄二に当該認証を受けた建築物であることを記載してください。

② 構造方法の認定を受けた建築物

法第68条の26第1項の構造方法の認定を受けた建築物については、当該認定書及び性能評価書の写しを添付するとともに、申請書第3面第18欄及び概要書第2面第18欄に当該認定を受けた建築物であることを記載してください。

③ 仮設建築物

法第85条第5項の許可を受けた仮設建築物については、当該許可通知書の写しを添付し、かつ申請書第3面第14欄及び概要書第2面第14欄に、当該許可を受けたことを記載してください。

④ 建設住宅性能評価を受ける建築物

住宅品質確保促進法の建設住宅性能評価を受ける建築物については、申請書第3面第18欄及び概要書第2面第18欄に当該評価書の交付を受ける予定であることを記載してください。また、法第7条第1項の完了検査申請書には、住宅品質確保促進法の施工状況報告書（下地張りの直前の工事の検査に合格していることが確認できるもの）及び設計住宅性能評価書の写しを添付してください。

⑤ 免震構造を用いた建築物

平成12年建設省告示第2009号の免震構造を用いた建築物については、申請書第3面第18欄及び概要書第2面第18欄に当該告示による免震構造の建築物であることを記載してください。

【1-6】住宅金融公庫の現場検査がある場合

中間検査が住宅金融公庫の現場検査と重複する場合は、原則として同時に申請してください。

【2】確認審査段階<特定行政庁・指定確認検査機関>

- ① 確認申請の審査は、原則として省令に定められた確認図書に基づき行います。検査は、確認図書との照合を行うこととなるため、明示すべき事項が的確に記載されているかを審査します。
- ② 工事監理者が選任されているかの確認を行い、選任の指導を行います。

【3】確認済証の交付段階<特定行政庁・指定確認検査機関>

確認済証の交付時に、以下の書類を配布します。

- ・検査対象建築物である旨のお知らせ
- ・工事監理・工事状況報告書
- ・中間検査のための提出書類一覧表
- ・検査の特例の適用対象建築物の場合は、工事写真撮影要領
- ・その他必要に応じ、監理状況報告（申請書4面）の記載方法と記載例等

【4】工事着手の段階<特定行政庁・指定確認検査機関>

- ① 工事施工者による施工管理を適切に行ってください。
- ② 工事監理者による工事監理を適切に行ってください。
なお、工事監理者未選任の場合は、選任し、名義変更届（建築基準法施行細則第27条、第9号様式）を提出後、工事に着してください。
 - ・必要な試験結果報告書等の整備
 - ・監理状況報告（申請書4面）、工事監理・工事状況報告書の工事監理者欄の整備（検査受検の前には、必ず現場において工事施工状況を最終確認すること）
 - ・検査の特例の適用を申請する場合は、必要な工事写真の整備
- ③ 設計変更が必要となった場合、省令第3条の2等の軽微な変更該当する場合を除き、中間検査申請の前に必ず、計画変更確認申請を行ってください。
また、工事監理者に変更があった場合はその時点で、名義変更届を必ず提出してください。

*「工事写真撮影要領」参照

【5】検査日の予約等の事前調整段階

<建築主・工事監理者等、特定行政庁・指定確認検査機関>

必要に応じて、検査日の予約、手数料の確認等の事前調整を行うこととします。

【6】特定工程に係る工事の終了段階<建築主・工事監理者等>

- ① 特定工程に係る工事を終えたときは、その日から4日以内に中間検査申請を行ってください。
- ② 特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工できません（特定工程後の工程に係る工事以外の工事は、継続して施工できます）。

【7】中間検査申請・手数料の納付<建築主・工事監理者等>

- ① 中間検査申請の提出書類は、次のとおりです。
- ・ 中間検査申請書（省令第7条の3第2項、別記第26号様式）
 - ・ 工事監理・工事状況報告書
 - ・ 検査の特例の適用を受けようとする場合、工事写真（「工事写真撮影要領」）
 - ・ 検査対象の建築物の種類により、法第12条第5項報告として必要な書類
* 「中間検査のための提出書類一覧表」参照
- ② 宮城県の中間検査申請手数料は、次の表のとおりです。

中間検査を行う部分の床面積の合計		申請手数料
30㎡以内のもの		9,000円
30㎡を超え	100㎡以内のもの	11,000円
100㎡を超え	200㎡以内のもの	15,000円
200㎡を超え	500㎡以内のもの	20,000円
500㎡を超え	1,000㎡以内のもの	33,000円
1,000㎡を超え	2,000㎡以内のもの	45,000円
2,000㎡を超え	10,000㎡以内のもの	100,000円
10,000㎡を超え	50,000㎡以内のもの	160,000円
50,000㎡を超えるもの		330,000円

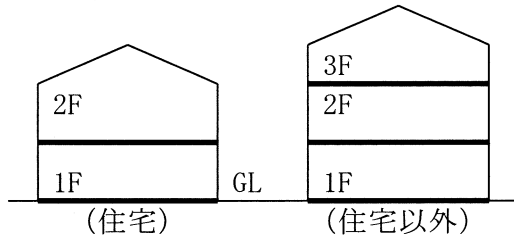
※指定確認検査機関は、別途定めがあります。

【中間検査手数料の面積算定】

手数料算定用の「中間検査を行う部分の床面積の合計」とは、特定工程に達した中間検査対象建築物の特定工程としている階までの床面積の合計となります。

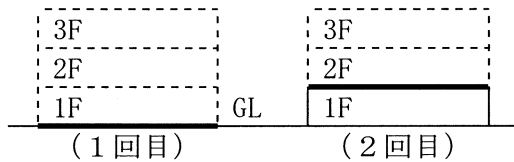
RC造にあっては床等の配筋が、S・SRC造にあっては梁等の床を支える構造の主要な部分が施工されている場合においては、床があるものとみなして床面積の合計を算定し、木造にあっては特定工程に係る全階の床面積の合計となります。

① 木造の場合



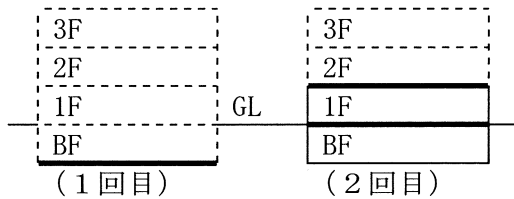
工程：小屋組完了
 ————：対象となる床面積
 (1F+2F)、(1F+2F+3F)
 * 確認申請の延べ面積と同じ

② 木造以外の場合



1回目工程：基礎配筋完了
 2回目工程：2階床配筋完了
 ————：対象となる床面積
 (1回目：1F)、(2回目：2F)

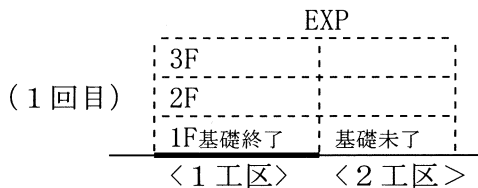
③ 地階がある場合



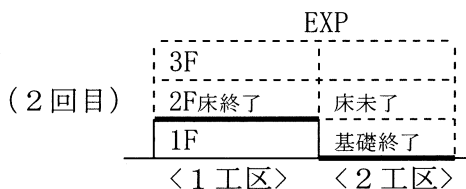
1回目工程：基礎配筋完了
 2回目工程：2階床配筋完了
 ————：対象となる床面積
 (1回目：BF)、(2回目：1F+2F)

④ 1棟で2以上の工区に分けて施工する場合

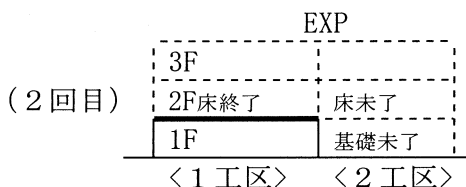
1棟で工事を2以上の工区に分けて施工する場合で特定工程に達する時期が別々になる場合は、下記のとおりとなります。



1回目工程：1工区－基礎配筋完了
 2工区－基礎配筋未了
 ————：対象となる床面積
 (1回目：1F)



2回目工程：1工区－2階床配筋完了
 2工区－基礎工事終了
 ————：対象となる床面積
 (2回目：1F+2F)

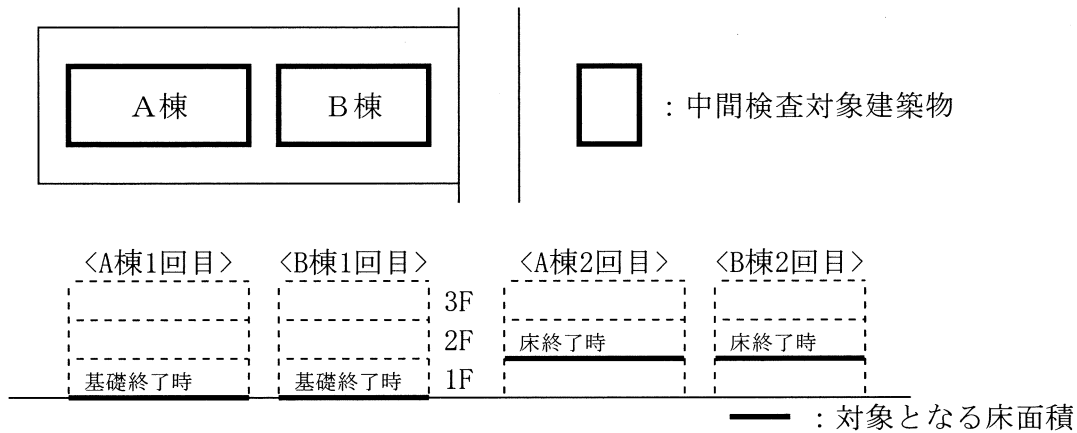


2回目工程：1工区－2階床配筋完了
 2工区－基礎配筋未了
 ————：対象となる床面積
 (2回目：2F)

⑤ 敷地内に中間検査対象建築物（棟）が2以上ある場合

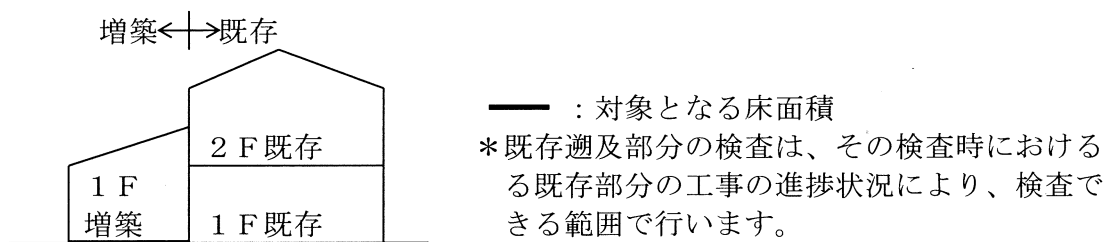
特定工程に達する時期が別々の時期になる場合は、各棟ごとに、特定工程に相応する床面積となります。

なお、特定工程に達する時期が同時期になる場合は、中間検査を行う床面積の合計となります。

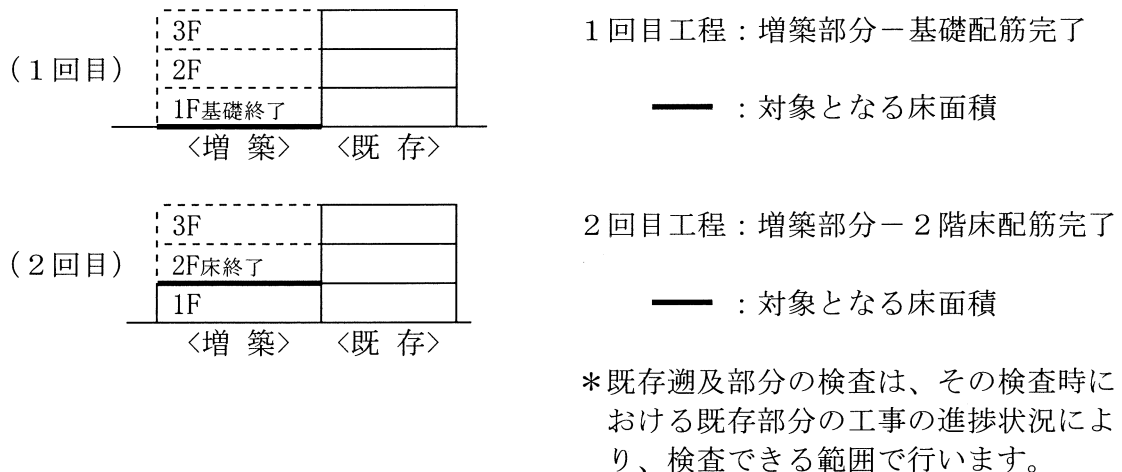


e x) A棟2回目とB棟1回目が同時期：A棟2階床面積＋B棟1階床面積

⑥ 木造（住宅）の増築の場合



⑦ 木造以外の増築の場合



【8】中間検査申請の受理段階<特定行政庁・指定確認検査機関>

監理状況報告（申請書4面）及び工事監理・工事状況報告書の記載内容（及び工事写真）が適切であることを確認します。

なお、著しく不適切な場合は、法第12条第5項の規定に基づき書類の提出を求められることがあります。（*「中間検査のための提出書類一覧表」参照）

また、特定行政庁として、中間検査の的確な実施のために、特定工程の工事終了予定日が過ぎても検査申請のない建築主等への電話による指導、書面による督促及びパトロールによる現地指導等を行います。

【9】中間検査及び検査の判定段階<特定行政庁・指定確認検査機関>

- ① 原則として工事監理者の立ち会いを求め、現場検査を実施します。
- ② 目視検査を基本とし、これにより難しい場合は計測検査を、工事監理・工事状況報告書の検査項目に沿って実施します。検査の特例を適用する場合であっても、一定の検査項目について、工事が建築確認申請書のとおりに行われたことの確認を行います。
- ③ 工事施工状況について、建築確認申請書と整合がとれており建築基準関係規定に適合している場合は合格となります。
工事施工状況について建築確認申請書との不整合があり、建築基準関係規定への適否が判断できない場合又は不適合部分がある場合は合格保留となります。その後、不整合部分等の軽微な手直し（是正報告）又は必要な手続き（法第12条第5項報告、計画変更確認申請）を行うことで建築基準関係規定に適合していると認められる場合には、中間検査合格証を交付します。
- ④ 是正が極めて困難な建築基準関係規定との不適合部分がある場合や不適合部分について一定期間が経過しても是正報告等の必要な手続きがなされない場合は、中間検査合格証を交付できない旨の通知を行うこととなります。

【10】中間検査合格証の交付の段階

<特定行政庁・指定確認検査機関、建築主・工事監理者等>

検査結果が合格となった場合、速やかに中間検査合格証を交付します。

中間検査合格証の交付を受けた後、特定工程後の工程に係る工事に着手することができます。

【11】完了検査申請の段階<建築主・工事監理者等>

① 中間検査と完了検査との関係

完了検査においては、中間検査の際に検査された建築物の部分及びその敷地については再度検査を行わなくてもよいこととなっています。（中間検査終了後に変更の工事が行われ中間検査時と異なる状況になっている場合には、その限りではありません。）

② 宮城県の間接検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料

中間検査を受けた建築物（建築確認申請の敷地内に今回、中間検査を受けた建築物がある場合）に関する完了検査申請手数料は、次の表のとおりです。

床面積の合計		申請手数料
30㎡以内のもの		9,000円
30㎡を超え	100㎡以内のもの	11,000円
100㎡を超え	200㎡以内のもの	15,000円
200㎡を超え	500㎡以内のもの	21,000円
500㎡を超え	1,000㎡以内のもの	35,000円
1,000㎡を超え	2,000㎡以内のもの	47,000円
2,000㎡を超え	10,000㎡以内のもの	110,000円
10,000㎡を超え	50,000㎡以内のもの	180,000円
50,000㎡を超えるもの		370,000円

※指定確認検査機関は、別途定めがあります。

【12】 中間検査合格証を交付できない旨の通知の段階

＜特定行政庁・指定確認検査機関、建築主・工事監理者等＞

検査の結果が不合格となった場合、中間検査合格書を交付できない旨の通知を行います。

特定工程後の工程に係る工事はもちろん、他の工事の施工もできません。

特定行政庁としても、必要に応じ違反是正指導等を行うこととなりますが、計画変更確認申請を行い変更確認を受け是正工事を実施するなど、是正が完了し中間検査の受検が可能な場合は、再度中間検査申請を行ってください。

3 中間検査のための提出書類一覧表

建築物の種類	特定工程	中間検査の提出書類
木造建築物 (軸組工法)	建方工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事監理・工事状況報告書(木造軸組工法) ・ 木造建築物基礎工事施工結果報告書 ・ 軸組計算書、筋かい等耐力壁の位置及び主要な柱、梁の継ぎ手・仕口に取り付く金物がわかる図面、基礎伏図、基礎断面詳細図(建築確認申請書に添付した場合を除く) ・ その他、建築主事が特に必要と認めたもの
木造建築物 (枠組壁工法)	建方工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事監理・工事状況報告書(木造枠組壁工法) ・ 木造建築物基礎工事施工結果報告書 ・ 壁量計算書、耐力壁の位置及び耐力壁と他の部材を緊結する釘・金物の種類・間隔等がわかる図面、基礎伏図、基礎断面詳細図(建築確認申請書に添付した場合を除く) ・ その他、建築主事が特に必要と認めたもの
鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造、プレキャスト鉄筋コンクリート造、組石造の建築物	基礎工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事監理・工事状況報告書(鉄筋コンクリート造(第一回特定工程)基礎・地中梁部分) ・ コンクリート工事施工状況報告書(500㎡を超える場合) ・ その他、建築主事が特に必要と認めたもの
	2階床工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事監理・工事状況報告書(鉄筋コンクリート造(第二回特定工程)二階床部分) ・ コンクリート工事施工状況報告書(500㎡を超える場合) ・ その他、建築主事が特に必要と認めたもの
鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物	基礎工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事監理・工事状況報告書(S, SRC造(第一回特定工程)基礎・地中梁部分) ・ 鉄骨工事施工状況報告書(500㎡を超える場合) ・ コンクリート工事施工状況報告書(500㎡を超える場合) ・ その他、建築主事が特に必要と認めたもの
	2階床工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事監理・工事状況報告書(S, SRC造(第二回特定工程)二階床分) ・ 鉄骨工事施工状況報告書(500㎡を超える場合) ・ コンクリート工事施工状況報告書(500㎡を超える場合) ・ その他、建築主事が特に必要と認めたもの

4 工事写真撮影要領

第1 建築基準法施行規則第4条の8第1項第3号に規定する写真は、次の各号に定める工程について、それぞれ3箇所以上撮影したものとする。

1 木造

- (1) 屋根の小屋組の工事終了時
 - ・小屋ばり、小屋束、棟木、母屋及び火打ち材の仕口又はその他の接合部
- (2) 構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時
 - ・柱、横架材及び筋かい又はその他耐力壁の仕口その他の接合部
- (3) 基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る）の工事終了時
 - ・鉄筋部分

2 鉄筋コンクリート造

- (1) 平屋の屋根版の配筋の工事終了時
 - ・平屋の屋根版、はり、柱の仕口又はその他接合部、鉄筋部分
- (2) 構造上主要な軸組もしくは耐力壁の配筋の工事の終了時
 - ・柱、壁の仕口又はその他接合部、鉄筋部分
- (3) 基礎の配筋工事終了時（地中ばり含む）
 - ・柱、地中ばりの仕口又はその他接合部、鉄筋部分

3 鉄骨造

- (1) 平屋の建方の工事の終了時
 - ・柱、はりの仕口又はその他接合部
- (2) 構造上主要な軸組もしくはブレース工事終了時
 - ・柱、はり、ブレースの仕口又はその他接合部
- (3) 基礎の配筋工事終了時（地中ばり含む）
 - ・鉄筋部分

4 鉄骨鉄筋コンクリート造

- ・鉄骨部分にあつては、上記3鉄骨造、鉄筋コンクリート部分にあつては、上記2鉄筋コンクリート造を準用する。

第2 第1の写真は、撮影年月日、建築物の名称及び工程名を表示した小黒板等並びに工事監理者の確認中の状況を入れて撮影することを原則とし、工事監理者自ら撮影を行った場合等にはその旨の明記、撮影者の記名及び押印を行うこととする。

写真提出にあつては、A4判の台紙（表紙付き）に整理し、工事監理者が表紙に記名押印することとする。

第3 中間検査の各種様式等

1	中間検査申請書様式	21
2	工事監理・工事状況報告書と検査項目の解説	27
	○木造軸組工法	
	○木造枠組壁工法	
	○鉄筋コンクリート造（第1回特定工程）	
	○鉄筋コンクリート造（第2回特定工程）	
	○鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造（第1回特定工程）	
	○鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造（第2回特定工程）	
3	工事施工状況・施工結果報告書	49
	○木造建築物基礎工事施工結果報告書	
	○コンクリート工事施工状況・施工結果報告書について ・記載上の注意 ・コンクリート工事施工状況・施工結果報告書	
	○鉄骨工事施工状況・施工結果報告書について ・記載上の注意 ・鉄骨工事施工状況・施工結果報告書	
4	中間検査申請書（第四面）記載例	75
	○木造軸組工法	
	○鉄筋コンクリート造（第1回特定工程）	
	○鉄筋コンクリート造（第2回特定工程）	
	○鉄骨造（第1回特定工程）	
	○鉄骨造（第2回特定工程）	
5	名義等変更届書	87

第 3 1 中間検査申請書様式

中間検査申請書

（第一面）

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第7条の3第2項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事

様

平成 年 月 日

申請者氏名

印

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名

印

【検査を申請する建築物等】

- 建築物 建築設備（昇降機） 建築設備（昇降機以外）
 工作物（昇降機） 工作物（法第88条第1項）

※手数料欄				
※受付欄	※検査の特例欄	※検査欄	※決裁欄	※中間検査合格証欄
平成 年 月 日				平成 年 月 日
第 号				第 号
係員印				係員印

(第二面)

建築主、設置者又は築造主等の概要

【1. 建築主、設置者又は築造主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
 - 【ホ. 電話番号】
-

【2. 代理者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 - 【ニ. 郵便番号】
 - 【ホ. 所在地】
 - 【ハ. 電話番号】
-

【3. 設計者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 - 【ニ. 郵便番号】
 - 【ホ. 所在地】
 - 【ハ. 電話番号】
-

【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】

- 【イ. 氏名】
 - 【ロ. 勤務先】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 所在地】
 - 【ホ. 電話番号】
-

【5. 工事監理者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 - 【ニ. 郵便番号】
 - 【ホ. 所在地】
 - 【ハ. 電話番号】
-

【6. 工事施工者】

- 【イ. 氏名】
 - 【ロ. 営業所名】 建設業の許可 () 第 号
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 所在地】
 - 【ホ. 電話番号】
-

【7. 備考】

(第三面)

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】

【イ. 地名地番】

【ロ. 住居表示】

【2. 工事種別】

【イ. 建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物の区分】 第 号

【ロ. 工事種別】 新築 増築 改築 移転

大規模の修繕 大規模の様替 建築設備の設置

【ハ. 建築基準法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号】

【3. 確認済証番号】 第 号

【4. 確認済証交付年月日】 平成 年 月 日

【5. 確認済証交付者】

【6. 工事着手年月日】 平成 年 月 日

【7. 工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

【8. 指定特定工程】

【イ. 特定工程】

【ロ. 指定特定工程工事終了年月日】 平成 年 月 日

【ハ. 検査対象床面積】

【9. 今回申請以前の中間検査】 (第 回) (第 回)

【イ. 特定工程】 () ()

【ロ. 中間検査合格証交付者】 () ()

【ハ. 中間検査合格証番号】 () ()

【ニ. 交付年月日】 (平成 年 月 日) (平成 年 月 日)

【10. 今回申請以降の中間検査】 (第 回) (第 回)

【イ. 特定工程】 () ()

【ロ. 特定工程工事終了予定年月日】 (平成 年 月 日) (平成 年 月 日)

【11. 確認以降の軽微な変更の概要】

【イ. 変更された設計図書の種類】

【ロ. 変更の概要】

【12. 備考】

(第四面)

工事監理の状況

	確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等						
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ						
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種別及び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び大きさ						
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）						
備考						

第3 2 工事監理・工事状況報告書と検査項目の解説

建築基準法第12条第5項に基づく（工事監理・工事状況）報告書
木造軸組工法（特定工程：建て方終了時）

平成 年 月 日

建築主事 様

建築確認済証番号	平成 年 月 日 第 号
建築主氏名	
建築場所	

上記、工事中の建築物の（工事監理・工事状況）に係る結果を次のとおり報告します。

報告者 工事監理者	住所
	氏名 ㊟

設計図書と照合した結果、変更は、 ありません。
 ありますので、別添のとおりに報告書を添付します。

確認項目	内 容		工事監理者用		検査員用		摘 要
			結果	指摘 番号	検査方法	結果	
敷地等	①敷地	a	道路幅員・接道長			A B	適・否
		b	建築物の道路・敷地境界線からの 離れ及び敷地形状			A B C	適・否
		c	確認表示板の設置			A	適・否
		d	設計図書の備え			A C	適・否
基礎等	②基礎	a	基礎の種類（布・ベタ、独立、 他）			A C	適・否
		b	形状、寸法			A C	適・否
		c	床下換気口			A C	適・否
		d	基礎のひび割れ（地盤の不同沈 下）			A C	適・否
	③土台	a	形状・寸法の確認			A B C	適・否
		b	材質の確認			A C	適・否
		c	接合部の確認			A C	適・否
	④火打ち材	a	形状・寸法の確認			A B C	適・否
		b	材質の確認			A C	適・否
		c	隅角部設置の確認			A C	適・否
	⑤アンカー ボルト	a	形状・寸法の確認			A C	適・否
		b	材質の確認			A C	適・否
		c	配置・緊結の確認			A C	適・否
軸組部 分	⑥木材の品 質	a	柱、はり、壁、床の位置の確認			A C	適・否
		b	木材の品質（腐れ、節）の確認			A C	適・否
	⑦柱	a	形状・寸法の確認			A B C	適・否
		b	材質の確認			A C	適・否
		c	欠込み部の補強の確認			A C	適・否
		d	接合部の確認			A C	適・否
		e	ホールダウン金物の確認			A C	適・否
	⑧横架材	a	形状・寸法の確認			A B C	適・否
		b	材質の確認			A C	適・否
		c	接合部の確認			A C	適・否
		d	欠込みの有無の確認			A C	適・否
	⑨筋かい等 耐力壁	a	形状・寸法の確認			A B C	適・否
		b	材質の確認			A C	適・否
		c	欠込み部補強の確認			A C	適・否
		d	接合部の確認			A C	適・否
e		耐力壁の種類、形状、配置確認			A C	適・否	
⑩床組	a	形状・寸法の確認			A B C	適・否	
	b	材質の確認			A C	適・否	
	c	床板又は床下地			A C	適・否	
	d	床高さ			A B C	適・否	
	e	防腐・防蟻措置			A C	適・否	
小屋組	⑪小屋組	a	形状・寸法の確認			A C	適・否
		b	材質の確認			A C	適・否
		c	振止めの確認			A C	適・否
		d	たるき接合部の確認			A C	適・否
	⑫屋根	a	屋根葺き材の緊結			A C	適・否

※ 検査方法 A 目視検査、B 計測検査 C 監理者報告
※ 太線枠内には記入しないで下さい

■木造（軸組工法）検査項目の解説

1 検査の重点項目

木造の建築物の中間検査にあたっては、設計時の構造計画、構造計算等で部材や接合部仕様が決まることから、特に構造耐力上重要な部位が設計図書通り施工されているかを重点的に検査することが重要となる。

2 検査の方法

検査方法としては、目視による確認又はスケール等での測定により確認することとなるが、通常の場合ほとんど目視確認にて判断することとなる。

合否判定については、建築基準法関係規定に抵触していないことが基準となる。その他参考図書となる標準的仕様としては、「木造軸組工法住宅の許容応力度設計」、「3階建て木造住宅の構造設計と防火設計の手引き」（(財)日本住宅・木材技術センター）、「木造軸組工法住宅の構造計算の手引き」（(社)日本木造住宅産業協会）等が考えられる。

その他、特定工程段階の検査で疑義が生じた場合は、建築基準法第12条第5項の工事状況報告書で確認するものとする。

① 敷地

道路幅員・接道長は、原則としてスケール計測等は必要としないが、敷地と道路境界の杭などについて目視確認する必要がある。しかし、道路幅員が4メートル前後であるとか、道路に関する建築制限が余裕無く設計された建築物などは当然計測により確認することとなる。この場合、検査敷地は道路と敷地境界が境界杭で明確に分かるようになっていることが前提である。

建築物と道路境界線との離れ、敷地境界線との離れは原則として見ることの出来る範囲で検査することとなるが、道路斜線、北側斜線など制限に余裕無く設計された建築物は、計測するか又は建築基準法第12条第5項の報告書により確認することも可能である。

②、③、④、⑤ 基礎等

基礎は、RC造の基礎の種類（布、ベタ、独立、他）に応じ設計図書通りかを見える範囲において検査することとなる。通常建て方完了の特定工程において基礎は埋め戻しされ見えなくなるので、必要があれば建築基準法第12条第5項の報告を求めるものとする。また、土台、火打ち材、アンカーボルトの状況について、設計図書と照合・確認する。また、アンカーボルトの緊結が適正か確認する。

⑥、⑦、⑧ 柱、横架材等

材質・形状・寸法、欠込みのある場合の補強、通し柱に代わる管柱の補強などについて設計図書と照合・確認する。柱と基礎又は、柱と土台とのホールダウン金物による接合が適正に行われているか確認する。

柱と横架材の金物による接合状況や接合金物の種類の確認を行う。

⑨ 筋かい等耐力壁

材質・形状・寸法、欠込みのある場合の補強などについて設計図書と照合・確認する。金物による柱や横架材の接合状態や接合金物の確認を行う。また、構造用合板等を使用した耐力壁は、釘種類、ピッチを設計図と照合・確認する。また、耐力壁の配置を設計図書と照合・確認する。

⑩ 床組

根太や床板（構造用合板等）の材質・形状・寸法などについて設計図書と照合・確認する。接合部の状況や接合金物の種類の確認を行う。また、床下の防湿の状況、床の高さ、防腐・防蟻処理状況を確認する。

⑪ 小屋組

小屋束、もや、棟木及びたるきの材質・形状・寸法、振止めの状況などについて設計図書と照合・確認する。接合部の状況や接合金物の種類の確認を行う。

建築基準法第12条第5項に基づく（工事監理・工事状況）報告書
木造枠組壁工法（特定工程：建て方終了時）

平成 年 月 日

建築主事 様

建築確認済証番号	平成 年 月 日 第 号
建築主氏名	
建築場所	

上記、工事中の建築物の（工事監理・工事状況）に係る結果を次のとおり報告します。

報告者 工事監理者	住所
	氏名 ㊟

設計図書と照合した結果、変更は、 ありません。
 ありますので、別添のとおり報告書を添付します。

確認項目	内 容	工事監理者用		検査員用		摘 要
		結果	指摘 番号	検査方法	結果	
敷地等	①敷地	a	道路幅員・接道長		A B	適・否
		b	建築物の道路・敷地境界線からの離れ及び敷地形状		A B C	適・否
		c	確認表示板の設置		A	適・否
		d	設計図書の備え		A C	適・否
基礎等	②基礎	a	基礎の種類（布・ベタ、他）		A C	適・否
		b	形状、寸法		A C	適・否
		c	床下換気口		A C	適・否
		d	基礎のひび割れ（地盤の不同沈下）		A C	適・否
	③土台	a	形状・寸法の確認		A B C	適・否
		b	材質の確認		A C	適・否
		c	接合部の確認		A C	適・否
		d	防腐・防蟻措置、釘・各種金物の防錆処理		A C	適・否
	④アンカーボルト	a	形状・寸法の確認		A C	適・否
		b	材質の確認		A C	適・否
		c	配置・緊結の確認		A C	適・否
	枠組部分	⑤木材の品質	a	木材の品質（腐れ、節）の確認		A C
⑥床組			a	形状・寸法の確認		A B C
		b	材質の確認		A C	適・否
		c	床根太の支点間距離・ころび止め		A C	適・否
		d	床高さ		A B C	適・否
		e	床各部材相互及び床とその他の部材、床材の緊結（釘種類・本数・ピッチ）		A B C	適・否
		f	釘・各種金物の防錆処理		A C	適・否
⑦耐力壁		a	耐力壁の種類、形状、配置確認		A B C	適・否
		b	材質の確認		A C	適・否
		c	たて枠の欠込み部補強の確認		A C	適・否
	d	たて枠間隔の確認		A C	適・否	
e	たて枠の補強・まぐさ受けの補強		A C	適・否		
f	壁各部材相互及び壁とその他の部材、壁材の緊結（釘種類・本数・ピッチ）		A B C	適・否		
g	ホールダウン金物・帯金物等の確認		A C	適・否		
h	防腐・防蟻措置、釘・各種金物の防錆処理（地面から1m以内）		A C	適・否		
⑧横架材（床根太・床ばり・まぐさ）	a	形状・寸法の確認		A B C	適・否	
	b	材質の確認		A C	適・否	
	c	接合部の確認		A C	適・否	
	d	中央部付近の下側の欠込み禁止		A C	適・否	
小屋組	⑨小屋組	a	形状・寸法の確認		A C	適・否
		b	材質の確認		A C	適・否
		c	振れ止めの確認		A C	適・否
		d	たるき接合部・たるき間隔の確認		A C	適・否
		e	屋根下地材の確認		A C	適・否
		f	小屋組各部材相互及び小屋組とその他の部材、屋根下地材の緊結（釘種類・本数・ピッチ）		A C	適・否
⑩屋根	a	屋根葺き材の緊結		A C	適・否	

※ 検査方法 A 目視検査、B 計測検査 C 監理者報告
※ 太線枠内には記入しないで下さい

■木造（枠組壁工法）検査項目の解説

1 検査の重点項目

木造の建築物の中間検査にあたっては、設計時の構造計画、構造計算等で部材や接合部仕様が決まることから、特に構造耐力上重要な部位が設計図書通り施工されているかを重点的に検査することが重要となる。

なお、枠組壁工法は、平成13年建設省告示第1540号によりその仕様が規定されており、通常その第1から第8の仕様により設計されている。この告示では、枠組壁工法の使用材料の品質・規格・寸法形式、部材の緊結方法、部材の配置から補強方法など詳細にわたる仕様が規定されていることから、設計図書で判断できない事項については、これらの規定を参考に検査を行うこととなる。

ただし、同告示第9においては、必要な構造計算によって構造耐力上安全が確認された場合は、第1から第7の仕様規定の全部または一部を適用除外とする性能規定が規定されており、この規定を適用している場合は設計図書（構造図・構造計算書）との照合により検査を行うこととなる。

2 検査の方法

検査方法としては、目視による確認又はスケール等での測定により確認することとなるが、通常の場合ほとんど目視確認にて判断することとなる。

合否判定については、建築基準法関係規定に抵触していないことが基準となる。参考図書としては、「2002年枠組壁工法建築物設計の手引」「2002年枠組壁工法建築物構造計算指針」（社）日本ツーバイフォー建築協会発行）がある。

その他、特定工程段階の検査で疑義が生じた場合は、建築基準法第12条第5項の工事状況報告書で確認するものとする。

① 敷地

道路幅員・接道長は、原則としてスケール計測等は必要としないが、敷地と道路境界の杭などについて目視確認する必要がある。しかし、道路幅員が4メートル前後であるとか、道路に関する建築制限が余裕無く設計された建築物などは当然計測により確認することとなる。この場合、検査敷地は道路と敷地境界が境界杭で明確に分かるようになっていることが前提である。

建築物と道路境界線の離れ、敷地境界線の離れは原則として見ることの出来る範囲で検査することとなるが、道路斜線、北側斜線など制限に余裕無く設計された建築物は、計測するか又は建築基準法第12条第5項の報告書による確認も可能である。

②、③、④ 基礎等

基礎は、RC造の基礎の種類（布、ベタ他）に応じ設計図書通りかを見える範囲において検査することとなる。通常、建て方完了の特定工程時においては、基礎は埋め戻しされており目視が不可能であることから、必要があれば建築基準法第12条第5項の報告を求め確認するものとする。また、土台、アンカーボルトの状況・緊結について、設計図書との照合・確認を行う。さらに、土台の防腐（土台と布基礎の接する面に防水紙を敷く）・防蟻措置、釘や各種金物の防錆処理の状況について確認する。

⑤ 木材の品質

建築基準法施行令第41条の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に使用する木材について、節、腐れ等による耐力上の欠点のないことを確認する。

⑥ 床組

根太や床板（構造用合板等）の材質・形状・寸法などについて設計図書との照合・確認を行う。また、床の各部材相互及び床の枠組と土台又は頭つなぎとの緊結、床材の緊結のための釘種類、本数、ピッチが設計図書通りか確認する。さらに、腐食のおそれのある部分及び常時湿潤の状態となる部分に使用する釘、各種金物の防錆処理の状況について確認を行う。なお、上階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない場合、床根太をあわせたり、床ばりにより補強を要する場合は注意を要する。

⑦ 耐力壁

耐力壁の種類、配置、材質、形状、寸法などについて設計図書との照合・確認を行う。また、壁の各部材相互及び壁と床、頭つなぎ又はまぐさ受けとの緊結、壁材の緊結のための釘種類、本数、ピッチを設計図書と照合・確認する。たて枠に欠込みのある場合は、その補強方法について確認する。さらに、浮き上がり防止のための引き寄せ金物（ホールダウン金物）や帯金物の設置について設計図書との照合・確認を行う。なお、地面から1m以内の構造耐力上主要な部分（土台、端根太、側根太、たて枠、筋かい、壁材等）においては、防腐措置、防蟻措置が必要であり、またコンクリートに接する部分や水掛り部分などにおいては、釘、各種金物の防錆処理が必要となるので確認を行う。

⑧ 横架材

材質・形状・寸法、欠込みのある場合の補強などについて設計図書との照合・確認を行う。特に上階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない場合、⑥と同様、床根太をあわせて使用したり、床ばりやまぐさの寸法を大きくするなど補強を要する場合は注意を要する。また、横架材にはその中央部付近の下側に耐力上支障がある欠き込みをしてはならない（告示第56号第6）との規定があることから注意を要する。さらに、各部材との接合状況や接合金物の確認を行う。

⑨ 小屋組

天井根太、小屋束、もや、棟木及びたるきの材質・形状・寸法、振れ止めの状況などについて設計図書との照合・確認を行う。また、接合部の状況や接合金物の確認を行う。

建築基準法第12条第5項に基づく（工事監理・工事状況）報告書
鉄筋コンクリート造（第1回特定工程：基礎・地中ばり配筋終了時）

平成 年 月 日

建築主事 様

建築確認済証番号	平成 年 月 日 第 号
建築主氏名	
建築場所	

上記、工事中の建築物の（工事監理・工事状況）に係る結果を次のとおり報告します。

報告者 工事監理者	住所
	氏名 ㊟

設計図書と照合した結果、変更は、 ありません。
 ありますので、別添のとおり報告書を添付します。

確認項目	内 容	工事監理者用		検査員用		摘 要	
		結果	指摘 番号	検査方法	結 果		
敷地等	a	道路幅員・接道長		A B	適・否		
	b	確認表示板の設置		A	適・否		
	c	設計図書の備え		A C	適・否		
	d	建築物の道路・敷地境界線からの 離れ及び敷地形状		A B C	適・否		
	e	高さ1.8m以上の仮囲い		A	適・否		
	f	落下物に対する防護		A	適・否		
	g	山止め		A C	適・否		
① 全体	a	基礎、柱、はり、壁、階段、スラブ等位置の確認		A C	適・否		
	b	かぶり厚さの確認		A B C	適・否		
	c	鉄筋の材質の確認		A C	適・否		
② 地盤	a	支持地盤の位置、種類、地耐力等の確認		A C	適・否		
③ 基礎	種類	a	基礎の種類、杭の工法、長さ、 径、偏心による補強等		A C	適・否	
		b	基礎寸法、主筋径、本数、主筋位置、 杭頭補強筋		A C	適・否	
	地中ばり	c	断面寸法、主筋径、本数、主筋位置、 、		A B C	適・否	
		d	定着方法、継手(位置、長さ)		A B C	適・否	
		e	あばら筋の位置、径、間隔形状等		A B C	適・否	
		f	あばら筋のフック形状、結束状況		A C	適・否	
	柱	g	主筋径、本数、主筋位置、		A B C	適・否	
		h	定着（基礎部分）		A C	適・否	
		i	帯筋の位置、径、間隔形状等		A B C	適・否	
		j	帯筋のフック形状、結束状況		A C	適・否	
④ スラブ	スラブ筋	a	スラブ厚寸法、鉄筋のピッチと径		A B C	適・否	
		b	主筋配置と支持条件		A C	適・否	
	定着・重ね 継手	c	定着長さ与方法（はり定着、隣接 スラブ定着、段差スラブ定着）		A B C	適・否	
		d	継手の位置と長さ		A B C	適・否	
	補強筋等	e	床スラブの出入隅部の補強		A C	適・否	
		f	開口補強筋		A C	適・否	
		g	階段部配筋と補強筋		A C	適・否	
⑤ その他	補強筋	a	設備配管の位置		A C	適・否	
		b	継手位置のずらし		A B C	適・否	
		c	圧接形状		A C	適・否	
		d	強度確認等		A C	適・否	
	特殊鉄筋 継手	e	認定、評定工法		A C	適・否	
		f	鉄筋位置のずらし		A C	適・否	
	型枠等	g	型枠状況、清掃状況等確認		A C	適・否	

※ 検査方法 A 目視検査、B 計測検査、C 監理者報告

※ 太線枠内には記入しないでください。

建築基準法第12条第5項に基づく（工事監理・工事状況）報告書
鉄筋コンクリート造（第2回特定工程：2階床配筋終了時）

平成 年 月 日

建築主事 様

建築確認済証番号	平成 年 月 日 第 号
建築主氏名	
建築場所	

上記、工事中の建築物の（工事監理・工事状況）に係る結果を次のとおり報告します。

報告者 工事監理者	住 所
	氏 名 ㊟

設計図書と照合した結果、変更は、 ありません。
 ありますので、別添のとおり報告書を添付します。

確認項目	内 容		工事監理者用		検査員用		摘 要	
			結果	指摘 番号	検査方法	結 果		
① 全 体	a	柱、はり、壁、階段、スラブ位置 確認			A C	適・否		
	b	かぶり厚さ確認			A B C	適・否		
	c	鉄筋材質の確認			A C	適・否		
② 1階主筋 柱	a	柱径寸法、主筋径、本数、配置 (方 向別主筋本数)			A B C	適・否		
	b	2段筋の位置、間隔			A B C	適・否		
	c	2階止まりの柱主筋の定着、2階 で継ぐ柱主筋の状況確認			A B C	適・否		
	d	柱の増打ち部分、1-2階で柱寸 法が異なる場合の柱絞り位置等の 確認			A C	適・否		
	1階帯筋	e	鉄筋径、間隔、本数（副帯筋共） 及び形状の確認			A B C	適・否	
		f	仕口部分の帯筋の配置確認			A C	適・否	
		g	帯筋のフック形状、あそび及び結 束の確認			A C	適・否	
③ 2階はり 大 ばり	a	はり断面寸法、主筋径、本数、位 置の確認			A B C	適・否		
	b	中吊り筋の間隔確保、長さ確認			A C	適・否		
	定着・継手	c	はり筋の定着長、位置確認			A B C	適・否	
		d	重ね継手の位置と長さ確認			A B C	適・否	
		e	はり筋出隅部の末端フック確認			A C	適・否	
	あばら筋	f	あばら筋の径、本数とピッチ確認			A B C	適・否	
		g	第1あばら筋位置、小ばり交差部の あばら筋確認			A C	適・否	
		h	あばら筋のフック形状、あそび及 び束の確認			A C	適・否	
	補強筋	i	貫通孔位置、補強方法の確認			A C	適・否	
④ 小 ばり・ 片持ばり 片持梁	a	片持ばり主筋の定着、あばら筋位 置確認			A B C	適・否		
	b	小ばり配筋の位置と定着確認			A B C	適・否		
	c	貫通孔位置、補強方法の確認			A C	適・否		
⑤ スラブ筋 スラ ブ	a	スラブ厚寸法、鉄筋ピッチと径の 確認			A B C	適・否		
	b	主筋配置（短辺・長辺）と支持条 件の確認			A C	適・否		
	定着・重ね 継手	c	定着長さとは定着位置（はり定着、隣 接スラブ定着、段差スラブ定着）			A B C	適・否	
		d	継手の位置、長さ			A B C	適・否	
	補強筋等	e	開口部補強筋確認			A C	適・否	
		f	設備配管による開口補強			A C	適・否	

※裏面へ

⑥ 壁	壁筋	a	壁厚寸法、鉄筋のピッチと径			A B C	適・否
	定着、重ね継手	b	定着位置確認 重ね継手位置の確認			A B C	適・否
	補強筋等	c	開口補強筋配筋状況確認			A C	適・否
		d	スリット（部分、完全）の位置、形状、及び配筋確認			A B C	適・否
⑦ その他	ガス圧接	a	継手位置のずらし			A C	適・否
		b	形状			A C	適・否
		c	強度確認等			A C	適・否
	特殊鉄筋	d	認定、評定工法			A C	適・否
		e	継手位置のずらし			A B C	適・否
	型枠	f	型枠及び支柱の締付け、清掃状態			A C	適・否
	既存コンクリート打設部分の状況確認	g	コンクリート打設後の養生			A C	適・否
		h	コンクリートの調合及び圧縮強度の確認			A C	適・否
		i	型枠存置期間の確認			A C	適・否

※ 検査方法 A 目視検査、B 計測検査、C 監理者報告

※ 太線枠内には記入しないでください。

■ 工事監理者指摘項目等の記録

指摘番号	内容及び結果

事務処理欄

受 付 日	年 月 日	指示書発送日	年 月 日	第1回合格日	年 月 日
検 査 日	年 月 日	合 格 日	年 月 日		

■鉄筋コンクリート造検査項目の解説

この報告書は、いわゆる従来工法と呼ばれる鉄筋コンクリート造建築物の特定工程として指定された建築物の検査を行うために作成したものである。

1. 検査の重要項目

鉄筋コンクリート工事の中間検査では、基礎・地中ばり配筋終了時、2階床スラブ配筋終了時を特定工程に定め、構造耐力上主要な部位が建築確認された設計図書の通り施工されているかを重点的に検査することとなる。

具体的な重要項目としては、以下のような項目が考えられる。

- ① 法令・告示に規定されている事項の確認
- ② 各部材の材質、サイズ、鉄筋径、本数、ピッチ等の確認
- ③ 鉄筋継手の種類、位置、長さ等の確認
- ④ 各部材接合部の定着方法及び定着長さの確認
- ⑤ 各部位の補強の状況確認
- ⑥ 特殊な工法や材料を使用した場合の仕様の確認

2. 検査の方法

検査の方法は、原則として目視による確認である。この場合工事監理者の報告や、施工状況報告書が重要な役割を果たすこととなる。計測を行う場合は、建築現場の状況にもよるが、工事監理に問題がある場合等が想定される。このような場合構造耐力上主要な部分、数箇所（柱・はり部材等で特定工程における構造耐力上主要な部材の各1～2割程度の部材）程度を計測し、建築基準法第12条第5項に基づく報告書を工事監理者に提出してもらい確認することとなる。これらは、中間検査の中で破壊検査等による適法性の確認をすることが技術的にも困難であり、経済的にも申請者に過大な負担をかけることとなるため、原則として外部からの目視又は寸法測定等により適法性の確認を実施することで足りるものと考えられていること（平成11年4月28日 住指発第201号）、及び建築物の安全安心推進計画（平成11年4月6日通達第163号）で目的とする工事監理業務の適正化を図ることによる。

このことから型枠内部に隠れた部分等の検査は、工事監理者の報告を審査・確認することにより行うこととなる。

3. 工事施工状況報告書等

階数が3以上、延べ面積が500平方メートルを超える建築基準法第6条第1項第1号に規定する建築物は、特定工程で定める中間検査申請時及び完了検査申請時に工事施工状況・施工結果報告書の提出を義務づけている。この報告書により、コンクリート材、鉄筋材の品質・性能等が把握できる。また、提出義務のない建築物については、中間検査時に工事監理者にヒアリング等を行うことにより材料の品質を確認するか、又は建築基準法第12条第5項の規定に基づきコンクリートの調合計画の提出を求める方法もある。このような場合中間検査申請書第4面の記載が重要となるので中間検査申請書の受理時に注意を要する。

4. 報告書の各検査項目

検査にあたっては、各部位の検査に先立ち特定工程全体の配筋状況を見渡し、鉄筋の乱れ、踏荒らし、波打ち、たるみ等がなく整然と配筋されているかどうか確認し、全体の施工、工事監理の状況を把握した上で以下の検査を実施する。

① 全体

- a 基礎、柱、はり、壁、スラブ、階段位置の確認（令第36条）。
- b かぶり厚さは、令第79条に規定されており、この数値が確保されているかを確認する。参考としてJASS5等では政令規定値以上の数値が示されている。外壁で柱面とはり面が同一面となる場合、柱型部分における鉄筋かぶりが規定値を満足されない場合があるので注意を要する。
- c 鉄筋の材質については、施工状況報告書に基づき一般的にミルシート（裏書きミルシートを含む）で確認することとなる。

しかし、地上階数3階、500平方メートル未満の建築物は、施工状況報告書の提出義務がないのでそのような場合は、圧延マークや色別表示による確認、又工事監理者に確認する方法をとることが考えられる（令第90条、H12告示第2464号）。

② 地盤・基礎

- a 支持地盤については、第1回特定工程段階では目視確認ができないので、中間検査申請書第4面をもとに判断することとなる。必要な場合は、工事監理者等にヒアリングにより確認する（令第38条、令第93条、H12告示第1113号）。また、杭の長さや打込みによる偏心についても同様とする。

③ 柱

設計図書（伏図、構造詳細図）の柱断面リストで柱断面径、鉄筋径、本数、配置方向、帯筋ピッチ（中子筋含む）等を照合・確認する（令第77条）。とくに、柱筋の配置方向が取り違えている場合があるので注

意を要する。また、柱断面径に対し主筋本数が多い場合や主筋間のあき間隔の確保が厳しい場合があるので、必要間隔の確保について注意を要する。

(参考図書例：JASS5 11.5 鉄筋の組立 表11「鉄筋間隔・あきの最小寸法」等)

	あき（主筋径間の有効隙間寸法）	間隔（主筋間鉄筋径中心間距離）
異形鉄筋	<ul style="list-style-type: none"> ・呼び名の数値の1.5倍 ・粗骨材最大寸法の1.25倍 ・25mmのうちの大きいほうの数値 	<ul style="list-style-type: none"> ・呼び名の数値の1.5倍+最外径 ・粗骨材最大寸法の1.25倍+最外径 ・25mm+最外径のうちの大きいほうの寸法

設計図書の架構詳細図、仕様図等で柱脚、柱頭部分の柱筋の定着、継手の位置、帯筋のフック形状等を照合・確認する。(令第73条)。また、柱出隅部分の重ね継手における主筋端部のフックを確認する。(参考図書例：JASS5「柱筋の継手の位置及び定着」等) 柱筋と帯筋の結束については、とくに柱の絞りにあそびが出やすいので注意を要する。

④ はり

設計図書（構造詳細図）のはり断面リストで、はり筋、はり幅、鉄筋径、本数、位置、あばら筋ピッチ（中子筋含む）等を照合・確認する。とくに中子筋の下がりすぎや、第一段筋との間隔不足に注意を要する（令第78条）。

(参考図書例：JASS5「鉄筋の間隔・あきの最小法」等)

設計図書（構造詳細図）の架構詳細図、仕様図等ではり主筋の柱への定着、継手の位置、継手長さ、あばら筋のフック形状等を照合・確認する。とくにはり主筋の柱への定着については、定着起点から折曲げ部までの距離を確保すること及び折曲げ部の仕口内での位置が重要なので注意を要する。またはりの出隅部分の重ね継手における主筋端部のフックを確認する。(令第73条、令第78条)

(参考図書例：JASS5「梁筋の定着」、「梁筋の継手の位置」、「鉄筋の重ね継手の長さ」等)

⑤ スラブ

設計図書（構造詳細図）のスラブ筋リストで厚さ、主筋方向、鉄筋ピッチ、径等を照合・確認する。とくに短辺方向に主筋が配置されているか注意する（令第77条の2）。片持ちスラブについては、上端筋の位置が正しく保たれているか、定着が確保されているかを確認する。また元端のスラブ厚さについて確認する（令第73条）。

設計図書（構造詳細図）の仕様図等でスラブ筋の定着長さ、定着方法、継手位置、継手長さ等を照合・確認する（令第77条の2）。

開口部により鉄筋を切断する例が多いので、適切な補強筋が配置されているか確認する（令第36条）。

(参考図書例：RC計算規準)

⑥ 壁

a 設計図書（構造詳細図）の構造図の壁筋リストで厚さ、鉄筋ピッチ、径等を照合・確認する（令第78条の2）。

b 設計図書（構造詳細図）の仕様図等で壁筋の定着長さ、定着方法、継手位置、継手長さを照合・確認する（令第78条の2）。また、二次壁等ではりの落とし込みのため、壁の横筋がカットされたままで定着していないことがあるので注意を要する。(参考図書例：JASS5「壁筋の定着」「壁筋の継手の位置」等)

c 壁の開口部についてはとくにひび割れが生じやすい部分なので、仕様図のとおり補強筋の施工がされているかを確認する。(令第78条の2)

d 設計図書の伏図、軸組図等でスリットの位置を確認し、仕様図等で施工方法の適否を照合・確認する。(参考図書例：構造規定「スリットの配置及び詳細」等)

⑦ その他

圧接継手は、圧接部の形状を目視、計測により確認する（令第73条・H12告示第1463号第2項）。

溶接継手・機械式継手は、H12告示第1463号の規定及び設計図書の仕様図通り施工されているかを確認する。設計図書で圧接継手で計画され現場で溶接継手・機械式継手を用いていることが中間検査時に判明した場合は、中間検査で告示内容の検査のみを行い、法第12条第5項の報告で確認する。

型枠の締付け、清掃状況及びコンクリート打設状況を確認する。型枠の施工や清掃及びジャンカ処理が適切に行われていない場合、断面欠損やかぶり厚さ不足となりやすいので、注意し状況の確認を行う（令第37条、令第79条）。

また、コンクリートの打継ぎ面の施工は、構造耐力上重要であるため洗浄処理が行われているかヒアリング等により確認する。

コンクリートの圧縮強度試験については、施工状況報告書により確認する。(令第72条、令第74条、S56告示第1102号)。(参考図書例：JASS5「調査」等)

建築基準法第12条第5項に基づく（工事監理・工事状況）報告書
鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造（第1回特定工程：基礎・地中ばり配筋等終了時）

平成 年 月 日

建築主事 様

建築確認済証番号	平成 年 月 日 第	号
建築主氏名		
建築場所		

上記、工事中の建築物の（工事監理・工事状況）に係る結果を次のとおり報告します。

報告者	工事監理者	住所
		氏名 ㊟

設計図書と照合した結果、変更は、 ありません。
 ありますので、別添のとおり報告書を添付します。

確認項目	内 容	工事監理者用		検査員用		摘 要		
		検査結果	指摘番号	検査方法	結果			
	敷地	a	道路幅員・接道長		A B	適・否		
		b	確認表示板の設置		A	適・否		
		c	鉄骨製作工場名表示板の設置		A	適・否		
		d	設計図書の備え		A C	適・否		
		e	建築物の道路・敷地境界線からの離れ及び敷地形状		A B C	適・否		
		f	高さ1.8m以上の仮囲い		A	適・否		
		g	落下物に対する防護		A	適・否		
		h	山止め		A C	適・否		
① 全体	共通	a	柱、はり、壁、階段、スラブ等位置の確認		A C	適・否		
		b	かぶり厚さの確認		A B C	適・否		
		c	鉄筋の材質の確認		A C	適・否		
② 地盤	支持地盤	a	支持地盤の位置、種類、地耐力等の確認		A C	適・否		
③ 基礎	種類	a	基礎の種類、杭の工法、長さ、径、偏心による補強等		A C	適・否		
		ベース	b	基礎寸法、主筋径、本数、主筋位置、杭頭補強筋		A C		適・否
	地中ばり	c	断面寸法、主筋径、本数、主筋位置		A B C	適・否		
		d	定着方法、継手(位置、長さ)		A B C	適・否		
		e	あばら筋の位置、径、間隔形状等		A B C	適・否		
	柱	f	主筋径、本数、主筋位置		A B C	適・否		
		g	定着（基礎部分）		A B C	適・否		
		h	帯筋の位置、径、間隔形状等		A B C	適・否		
		i	帯筋のフック形状、結束状況		A C	適・否		
④ その他	補強筋	a	設備配管の位置		A C	適・否		
		圧接継手	b	継手位置のずらし		A B C		適・否
			c	圧接形状（膨らみ、長さ、ずれ）		A C		適・否
			d	折れ曲がり、焼き割れ等の欠陥		A C		適・否
			e	強度確認等		C		適・否
	溶接継手	f	継手位置のずらし		A B C	適・否		
		g	溶接方法（突合せ）、裏当て材		A C	適・否		
		h	割れ、内部欠陥の有無		A C	適・否		
		i	溶接材料		C	適・否		
	機械式継手	j	継手位置のずらし		A B C	適・否		
		k	カップラ等の固定、接合部の耐力		A C	適・否		
		l	モルタル・グラウト材を用いた場合の強度		A C	適・否		
		m	ナットを用いた場合のトルクの導入		A C	適・否		
		n	圧着による場合の鉄筋との密着		A C	適・否		
	型枠等	o	型枠状況、清掃状況等確認		A C	適・否		
柱脚部埋込み形式	埋込み形式	j	柱の埋込み長さ		A B C	適・否		
		k	側柱・隅柱のU字形鉄筋による補強		A B C	適・否		
		l	鉄骨かぶり厚さ		A B C	適・否		
		m	スタッドの径、長さ、本数、配置		A B C	適・否		

※ 検査方法 A 目視検査、B 計測検査、C 工事監理者報告
※ 太線枠内には記入しないでください。

建築基準法第12条第5項に基づく（工事監理・工事状況）報告書
 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造（第2回特定工程：2階床配筋等終了時）

平成 年 月 日

建築主事 様

建築確認済証番号	平成 年 月 日 第 号
建築主氏名	
建築場所	

上記、工事中の建築物の（工事監理・工事状況）に係る結果を次のとおり報告します。

報告者 工事監理者	住所
	氏名 ㊟

設計図書と照合した結果、変更は、 ありません。
 ありますので、別添のとおり報告書を添付します。

確認項目	内 容	工事監理者用		検査員用		摘 要		
		検査結果	指摘番号	検査方法	結果			
報告書審査による確認事項	指定建築材料の品質確認	a	鋼材、高力ボルトセットの規格・品質の確認			C	適・否	
		b	溶接材料の規格と鋼材組合せの適否			C	適・否	
	組立検査	c	開先角度、ルート面、ルートギャップ、食い違い等組立時の鉄骨精度			C	適・否	
	高力ボルト接合部の処理	d	高力ボルトの接合部の摩擦接合面の処理、ボルト孔の径・ピッチ			C	適・否	
	溶接接合部の品質	e	外観検査及び超音波探傷検査結果			C	適・否	
現場検査事項	全体材料の品質規格確認	a	鋼材等の品質規格証明書と現物との照合			A C	適・否	
		b	溶接材料の規格と鋼材の組合せ適否			A C	適・否	
		部材の配置	c	柱・はり・ブレース・床版等の配置			A C	適・否
			d	柱・はり・ブレース・床版等の寸法・形状			A C	適・否
	柱脚部	共通露出形式	a	柱脚部接合方法と仕様確認			A C	適・否
			b	アンカーボルトの材質・径・本数とナットかかり高さ			A B C	適・否
			c	座金の使用、ナットの戻り止め措置（ナット戻り止めは、二重ナット、ナット溶接）			A C	適・否
			d	アンカーボルトの定着長さ			A B C	適・否
		e	ベースプレート厚さ、アンカーボルトの孔径、縁端距離			A B C	適・否	
	根巻き形式	f	根巻き部分の高さ			A B C	適・否	
		g	根巻き部分の立上り主筋本数、主筋頂部のかぎ状加工、立上り主筋の基礎及び根巻き部分の定着長さ			A B C	適・否	
		h	根巻き部分の帯筋の径、配置、フック形状、結束			A B C	適・否	
		i	スタッドの径・長さ・本数・配置			A B C	適・否	
埋込み形式	j	柱の埋込み長さ			A B C	適・否		
	k	側柱・隅柱のU字形鉄筋による補強			A B C	適・否		
	l	鉄骨かぶり厚さ			A B C	適・否		
	m	スタッドの径、長さ、本数、配置			A B C	適・否		
現場溶接検査事項	工場加工溶接部分の外観・形状・寸法（柱-大梁、大梁-小梁接合部等）	a	溶接継目の種類（突合せ溶接・すみ肉溶接）			A C	適・否	
		b	ダイヤフラムとフランジのずれ			A C	適・否	
		c	突合せ継手の食い違い			A C	適・否	
		d	アンダーカット			A C	適・否	
		e	溶接割れ			A C	適・否	
	f	その他の溶接部の外観・形状・寸法（スラグ、スパッターの除去等）			A C	適・否		
	現場溶接部分組立精度	g	開先角度、ルート面、ルートギャップ、食い違い等組立時の鉄骨精度			A C	適・否	

現場 検査 事項	溶接 接合 部	現場溶接部 分の製品検 査	h	外観検査及び超音波探傷検査結果			A	C	適・否
		現場溶接部 分の外観・ 形状・寸法	i	現場溶接の部位（設計図書との照 合）			A	C	適・否
			j	溶接継目の種類（突合せ溶接・すみ 肉溶接）			A	C	適・否
			k	ダイヤフラムとフランジのずれ			A	C	適・否
			l	突合せ継手の食い違い			A	C	適・否
			m	アンダーカット			A	C	適・否
			n	溶接割れ			A	C	適・否
o	その他の溶接部の外観・形状・寸法 （スラグ、スパッターの除去等）			A	C	適・否			
高力 ボルト 接合 部	トルシア形 ボルト	a	現場受入検査（導入張力確認試験） 実施状況確認				C	適・否	
		b	HTBの径・本数・スプライス数・ ピッチ・縁端距離・孔径の確認			A	C	適・否	
		c	摩擦接合部の摩擦面の状態				C	適・否	
		d	締付け状態の確認（肌すき、ピンテ ール破断、マーキングの状態）			A	C	適・否	
JIS形六角 ボルト	e	J I S 六角ボルト締付機器の調整、 現場受入検査（導入張力確認試験）実 施状況の確認					C	適・否	
	f	HTBの径・本数・スプライス数・ ピッチ・縁端距離・孔径の確認			A	C	適・否		
	g	摩擦接合部の摩擦面の状態				C	適・否		
	h	締付状態確認（肌すき、マーキング の状態）			A	C	適・否		
ブレース接合 部	a	ブレース形状、寸法、位置			A	C	適・否		
	b	ブレース仕口接合部形式、板厚等 設計図書との照合			A	B C	適・否		
2階床	a	デッキプレート合成床版の場合 デッキプレート厚、はりとの溶接			A	C	適・否		
	b	スタッド合成床版の場合 スタッド径、長さ、ピッチ			A	B C	適・否		
	c	スラブ厚寸法、鉄筋ピッチと径			A	C	適・否		
	d	主筋配置（短辺・長辺）と支持条件			A	C	適・否		
	e	定着長さとは定着位置			A	B C	適・否		
	f	継手の位置・長さ			A	B C	適・否		
	g	開口部補強筋			A	C	適・否		

※ 検査方法 A 目視検査、B 計測検査、C 工事監理者報告

※ 太線枠内には記入しないでください。

■ 工事監理者指摘項目等の記録

指摘番号	内容及び結果

※ この報告書は、鉄骨部分の確認項目を中心に作成しています。必要に応じてRC造の報告書も記載し添付して下さい。

事務処理欄

受付日	年 月 日	指示書発送日	年 月 日	第1回合格日	年 月 日
検査日	年 月 日	合格日	年 月 日		年 月 日

■鉄骨造検査項目の解説

鉄骨造検査の方法

この報告書は、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨工事において、特定工程として指定した基礎、地中ばり配筋終了時、建て方工事2階床版敷込み終了時用の報告書である。この場合の検査項目として、建築基準法上重要事項である材料の品質や鉄骨接合部の品質確保を主眼としている。

鉄骨工事は、通常の現場打ち鉄筋コンクリート造における配筋検査が現場で検査できるのに比べ、事情が全く異なる。すなわち、鉄骨造で重要な接合部の中でも最も重要とされる溶接接合部工事は、そのほとんどが工場で行われており工事現場で行われる接合部の工事は、高力ボルト接合工事、柱脚接合工事が主である。高力ボルトに代えて現場溶接工事が採用されることもあるが、柱継手など部分的な場合が多くしかも中間検査の時点ではこの工事も終了している。

一方、建築主事等が行う中間検査は、工事現場において行うことが前提となっており、この時点での溶接部検査は、「外観で見える範囲」に限られる。このためS造の検査は、その重要な部分を工事監理者や工事施工者が行った自主的な検査に関する中間検査申請書第4面や工事施工状況報告書等によって審査せざるを得ない。

1. 検査の重点項目

鉄骨工事の中間検査では、構造耐力上重要な部位が確認済証及びその添付図書（以下「確認済証の図書」という。）のとおり施工されているかを重点的に検査する。

(1) 中間検査申請書第4面の審査

鉄骨造の性能を左右する溶接接合部等の工事は、現場における検査の時点ではすでに終了している。したがって工場施工部分及び現場接合部分も含めて鉄骨製作の品質に関わる最も重要なプロセスの把握は、施工状況報告書によることになる。

中間検査申請書第4面の審査は、次のような項目について行う。なお、木造以外の地階を除く階数が3以上かつ500平方メートルを超える建築物は、施工状況報告書に記載されている事項については、中間検査申請書第4面に記載の必要はない。

- ① 法令・告示に規定されている事項の確認
- ② 部材のサイズ、材質等の確認
- ③ 溶接接合部の受入検査結果
- ④ 工場における品質管理・検査の状況
- ⑤ 大臣の認定を受けた構造方法を用いた場合の仕様の確認

(2) 現場検査

現場検査は、次の項目について行う。

- ① 法令・告示に規定されている事項
- ② 各部材のサイズ、材質等の確認
- ③ 各部材接合部（溶接・高力ボルト・柱脚）の外観検査
- ④ 大臣の認定を受けた構造方法を用いた場合の仕様の確認

2. 検査の方法

検査の方法としては、外観で見える範囲について原則として目視で行うこととなる。スケール等による計測については、鉄筋コンクリート造と同様の理由で構造耐力上主要な部材の寸法等を数箇所（柱・はり等特定工程における構造耐力上主要な部材の各1～2割程度）計測確認の後、共通する部分については目視検査となり、建築基準法第12条第5項による報告を工事監理者から提出を受け判断することとなる。

適・否の判定については、次のような方法で行う。

- ① 確認済証の図書との照合
- ② 確認済証の図書に詳細が記載されていない場合は、仕様図やJASS6との照合
- ③ 確認済証の図書等と整合していれば合格
- ④ 確認済証の図書等と不整合の場合は、建築基準法第12条第5項により建築基準法令に適合していることの証明を求め 適合していれば合格となる。この場合計画変更確認申請が必要となる場合がある。

以上のように、中間検査は、確認済証の図書に整合されて施工されているか照査することが原則であり、適・否の判定は建築基準法が基本である。しかし、建築基準法に具体的基準が示されていない場合は、次の（社）日本建築学会の規準、指針、仕様書等が参考となる。

参考図書例

「建築工事標準仕様書鉄骨工事JASS6」（社）日本建築学会、「鉄骨精度測定指針」、「鉄骨工事技術指針（工場製作編・工事現場施工編）」、「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準」、「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」（社）鉄骨建設業協会・（社）全国鐵構工業協会他、「鉄骨梁端部溶接接合部の脆性的破断防止ガイドライン・同解説」（日本建築センター）

第 3 3 工事施工状況・施工結果報告書

木造建築物基礎工事施工結果報告書

平成 年 月 日

建築主事 様

報告者(建築主)住 所

氏 名

㊟

下記建築物について、建築基準法第12条第5項の規定により施工結果報告書を提出します。なお、この施工結果報告書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

作成者	工事監理者	()級建築士 (大臣・知事) 登録 第 号 ()級建築士事務所 () 登録 第 号 住 所 TEL()-()- 氏 名 印		
	工事施工者	施工者名 建設業許可(特定・一般) 第 号 住 所 TEL()-()- 代 表 者		
工事名称				
建築場所				
建築主		住所 氏名		
設計者	()級建築士 (大臣・知事) 登録 第 号 ()級建築士事務所 () 登録 第 号 住 所 TEL()-()- 氏 名			
	建築確認	年 月 日 第 号		
用途等				
工事概要	工事種別	・新築 ・増築		
	構造			
	階数等	地下： 階 地上： 階 PH： 階 高さ： m		
	面積	建築面積： m ² 延べ面積： m ²		
建築確認後の構造関係変更事項	変更：有・無 変更内容			
項目	確認事項	根 拠	写真番号	備 考
地業工事	地盤改良工事	令38条		・写真は小黒板などに、工事名、使用材料、位置を記入し撮影する。また、左記工事における必要な寸法が読み取れる目盛り(箱尺・リボンテープ等)を入れて撮影するものとする。 ・1工程につき、複数の写真で報告してください。
	杭工事	令38条		
基礎(共通)	根切り状況			
	基礎底盤幅の寸法	H12告示1347		
	基礎底盤の厚さ	H12告示1347		
	基礎底盤の鉄筋のかぶり厚さ	令79条		
	基礎立ち上がり高さ	H12告示1347		
	基礎立ち上がりの厚さ	H12告示1347		
	基礎立ち上がりの鉄筋のかぶり厚さ	令79条		
アンカーボルトの定着長さ				
基礎の全体形状	令38条			
布基礎	主筋、あばら筋の径	H12告示1347		
	主筋、あばら筋の間隔	H12告示1347		
べた基礎	耐圧スラブ筋の径	H12告示1347		
	耐圧スラブ筋の間隔	H12告示1347		
	耐圧スラブ主筋方向			

『例』

写真添付

根切り状況

根入れ深さ べた基礎：12cm以上

布基礎：24cm以上

根入れ深さ：GL－ (cm)

写真添付

基礎底盤幅の寸法

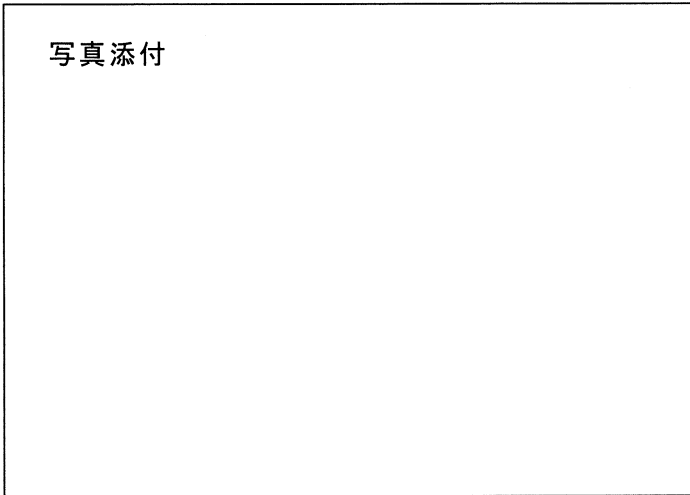
基礎底盤幅： (cm)

写真添付

基礎底盤の厚さ

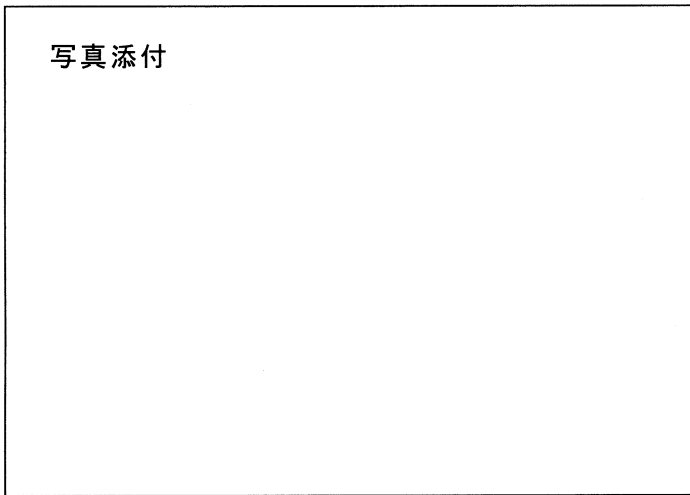
基礎底盤厚さ： (cm)

『例』



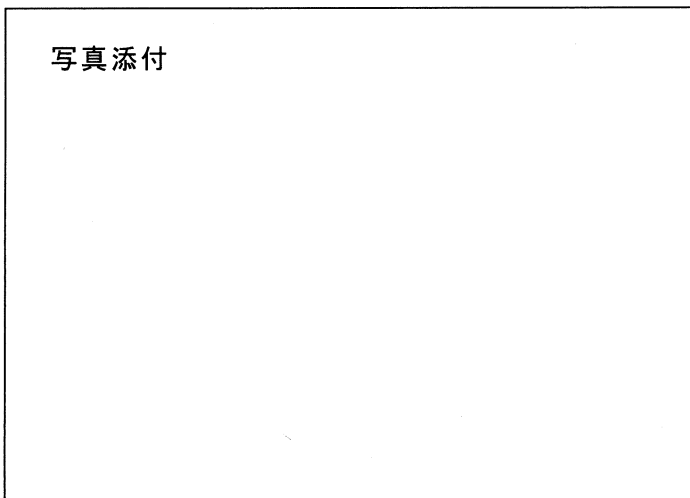
基礎底盤の鉄筋のかぶり厚さ

かぶり厚さ： (cm)



基礎立ち上がり高さ

立ち上がり高さ： (cm)



基礎立ち上がりの厚さ

立ち上がり厚さ： (cm)

『例』

写真添付

基礎立ち上がりの鉄筋のかぶり厚さ

土に接する部分： (cm)

土に接しない部分： (cm)

写真添付

アンカーボルトの定着長さ

定着長さ： (cm)

写真添付

基礎の全体形状

コンクリート工事施工状況・施工結果報告書

平成 年 月 日

建築主事 様

報告者(建築主)住 所

氏 名

下記建築物について、建築基準法第12条第5項の規定により施工状況・施工結果報告書を提出します。
なお、この施工状況・施工結果報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

作成者	工事監理者	()級建築士 (大臣・知事) 登録 第 () 号			
		()級建築士事務所 () 登録 第 () 号			
	住所	TEL()-()-			
	氏名	印			
工事施工者	施工者名	建設業許可(特定・一般) 第 () 号			
	住所	TEL()-()-			
	代表者				
工事名称					
建築場所					
建築主住所・氏名	住所	氏名			
設計者	()級建築士 (大臣・知事) 登録 第 () 号		号		
	()級建築士事務所 () 登録 第 () 号		号		
	住所	TEL()-()-			
	氏名				
建築確認	平成 年 月 日	第 () 号			
用途等					
工事概要	工事種別	新築・増築・			
	構造	S・RC・WRC・SRC・PC・他()			
	階数等	地下: 階	地上: 階 PH: 階 高さ: m		
	面積	建築面積: m ²	延べ面積: m ²		
建築確認後の構造関係変更事項	変更: 有・無 変更内容				
かぶり厚さの最小値(実測値) (単位: mm)	部 位	土に接しない部分		土に接する部分	
	柱	屋外	屋内		
	梁	屋外	屋内		
	床	屋外	屋内		
	耐力壁	屋外	屋内		
	非耐力壁	屋外	屋内		
	基礎				
	杭				
外壁仕上げの種類等	・タイル張り ・吹付タイル ・リシン吹付 ・ペイント塗り ・コンクリート打放し ・その他(具体的に)()				
使用材料等	セメント	種 類	ポルトランドセメント ・ 高炉セメント ・ シリカセメント ・ フライアッシュセメント		
		種 別			
		製造工場			
	細骨材	産地			
		種別			
	粗骨材	産地			
		種別			
		最大寸法			
	混和材料	・A E 剤 ・減水剤 ・A E 減水剤 ・高性能A E 減水剤 ・流動化剤			
		・その他()			
	レディーミスト コンクリート	工場名			
JIS番号		平成 年 月 日	第 () 号		
運搬時間	～ 分				
ポンプ車	機種名	能力	m	m ³ /h	

(第二面)

コンクリート圧縮強度 試験結果に関する考察	
鉄筋継手の試験結果に 関する考察	
塩化物量測定結果に関 する考察	
アルカリ骨材反応対策 に関する考察	
その他 コンクリート・鉄筋・ かぶり厚等の材料の品 質・不具合の措置等につ いて	
添付図書	<ul style="list-style-type: none">・コンクリート調合計画表・鉄筋継手の試験結果・コンクリート圧縮強度の試験結果・塩化物量の試験結果・鉄筋鋼材品質証明(ミルシート)・その他 ()
記入上の注意	<ol style="list-style-type: none">① 該当する確認事項・検査事項に○印を付け、必要事項を記入すること。② この報告書に記載しきれない事項については、別紙にまとめること。③ 添付図書の欄は、添付しているものについて○印を付けること。④ 添付図書の各種検査結果は、第四・五面の検査結果表を利用し、出来るだけ一覽表にまとめること。

※ 鉄筋のミルシート（裏書きミルシート含む）、その他コンクリート、鉄筋の各種試験結果を原本で提出する場合は、書類提出時に担当者申し出下さい。検査終了後お返し致します。

(第三面)

調 合 計 画	番 号	打設部位	打設時期	コンクリ ートの種 類	設計基準 強度 (N/mm ²)	調合強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	空 気 量 (%)	水セメン ト比 (%)	単位水量 (kg/m ³)	細骨材率 (%)
	1										
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
コ ン ク リ ー ト	塩化物量の予測						塩害対策(有・無)				
	<input type="checkbox"/> 0.3kg/m ³ 以下 <input type="checkbox"/> 0.30kg/m ³ を超え 0.60kg/m ³ 以下 <input type="checkbox"/> 0.60kg/m ³ を超える						<input type="checkbox"/> 調合(W/C %、スランプ cm) <input type="checkbox"/> 防せい剤 <input type="checkbox"/> 床下端の鉄筋のかぶり厚さ cm <input type="checkbox"/> その他 ()				
劣 化 対 策	塩害の要因(有・無)						アルカリ骨材反応対策(有・無)				
	<input type="checkbox"/> 海砂 <input type="checkbox"/> 混和剤 <input type="checkbox"/> 海水中の塩分 <input type="checkbox"/> その他 ()						<input type="checkbox"/> 無害骨材の使用 <input type="checkbox"/> 低アルカリ形セメントの使用 <input type="checkbox"/> アルカリ総量 kg/cm ³ <input type="checkbox"/> 混合セメントの使用				
記入上の注意		①記入欄が足りない場合は、コピーして下さい。									

※ コンクリート調合表を原本で提出する場合は、提出時に担当者に申し出下さい。検査終了後お返し致します。

(第四面)

鉄筋継手の試験検査結果 (検査ロットごとに記入のこと)						
ロット No.	鉄筋継手 の部位	鉄筋継手の 工法	鉄筋の種類 試験方法	試験機関名 試験年月日	破断位置 合否	検査ロッ トの合否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否
		圧接・ ()	SD /径D 引張・()	H 年 月 日	母材(本)・接合部(本) 合格(本)・否(本)	合・否

※記入上の注意

①記入欄が足りない場合は、コピーしてください。

②鉄筋継手部位には、杭・基礎・地中梁・☆階柱・☆階梁等を記入すること。

※鉄筋のミルシート(裏書きミルシート含む)、その他コンクリート、鉄筋の各種試験結果を原本で提出する場合は、書類提出時に担当者に申し出下さい。検査終了後お返し致します。

(第五面)

ポット NO.	コンクリート 打込箇所	コンクリート 打込年月日	コンクリート の種別	塩化物量 (kg/m ³)	スラブ ⁷ (cm)	空気量 (%)	養生温度 (℃)	コンク리트の試験検査結果 (検査ロットごとに記入のこと)				試験機関名	
								設計基準強度 呼び強度	強度管理材令 圧縮強度①	圧縮強度②	圧縮強度③ 支柱除去材令		圧縮強度④ P S 導入材令
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	28日・日	28日 N/mm ²	N/mm ²	N/mm ²	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	N/mm ²	日 N/mm ²	日	日	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	28日・日	28日 N/mm ²	N/mm ²	N/mm ²	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	N/mm ²	日 N/mm ²	日	日	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	28日・日	28日 N/mm ²	N/mm ²	N/mm ²	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	N/mm ²	日 N/mm ²	日	日	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	28日・日	28日 N/mm ²	N/mm ²	N/mm ²	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	N/mm ²	日 N/mm ²	日	日	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	28日・日	28日 N/mm ²	N/mm ²	N/mm ²	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	N/mm ²	日 N/mm ²	日	日	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	28日・日	28日 N/mm ²	N/mm ²	N/mm ²	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	N/mm ²	日 N/mm ²	日	日	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	28日・日	28日 N/mm ²	N/mm ²	N/mm ²	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	N/mm ²	日 N/mm ²	日	日	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	28日・日	28日 N/mm ²	N/mm ²	N/mm ²	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	N/mm ²	日 N/mm ²	日	日	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	28日・日	28日 N/mm ²	N/mm ²	N/mm ²	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	N/mm ²	日 N/mm ²	日	日	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	28日・日	28日 N/mm ²	N/mm ²	N/mm ²	
		H 年 月 日	普通・軽1・軽2 ()					N/mm ²	N/mm ²	日 N/mm ²	日	日	

※記入上の注意

①記入欄が足りない場合は、コピーしてください。

②コンクリート打込箇所には、杭・基礎・地中梁・☆階立上り・☆階床等を記入すること。

③圧縮強度①には受入検査(標準養生試験体)を、圧縮強度②には構造体コンクリート検査(現場水中養生・現場ふうかん養生・コア又は標準養生試験体)を、圧縮強度③には支柱除去時期決定用試験体(現場水中養生)を、圧縮強度④にはプレストレス導入時期決定用試験体(現場水中養生)の試験結果を記入すること。

※コンクリート圧縮試験結果を原本で提出する場合は、担当者に申し出下さい。検査終了後お返し致します。

■コンクリート工事施工状況・施工結果報告書 記載上の注意

鉄筋・コンクリート工事を伴う建築物を建築する場合、建築基準法第12条第5項の規定に基づき「コンクリート工事施工状況・施工結果報告書」を提出して下さい。

コンクリート工事施工状況・施工結果報告書は第一面から第五面までの書式からなっています。施工状況報告書は、その特定工程に達した時点での必要記載事項を記入し、中間検査申請時に提出して下さい。

施工結果報告書は、すべての面に必要事項を記載し、完了検査申請時に提出して下さい。

なお、対象建築物、報告の時期・添付図書、報告者及び作成者は、次の通りです。

1 対象建築物

(1) 施工状況・施工結果報告書 提出対象建築物 : 木造以外の地階を除く階数が3以上、かつ延べ面積が500㎡を超える建築物で建築基準法第6条第一項第一号に掲げる特殊建築物。又は、建築主事が特に必要と認めた建築物。

(2) 施工結果報告書提出対象建築物 : 木造以外の地階を除く階数が3以上、かつ延べ面積が500㎡を超える建築物で鉄筋コンクリート工事を含む建築物。又は、建築主事が特に必要と認めた建築物。

2 報告の時期・添付図書 :

(1)に該当する建築物

(木造以外の地階を除く階数が3以上、かつ500㎡を超える法第6条第1項第1号に掲げる特殊建築物)

①基礎の配筋が完了した工程	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート調査表 ・鉄筋継手試験結果成績表等(地中梁)
②地上2階の床スラブの配筋が完了した工程	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋継手試験結果成績表等(①を除く) ・塩化物量の試験結果成績表 ・アルカリ骨材反応試験結果表 ・鉄筋鋼材品質証明
③工事完了時	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋継手試験結果成績表等(②までの試験結果成績表は、除く) ・塩化物量の試験結果成績表(②までの試験結果成績表は、除く) ・アルカリ骨材反応試験結果表(②までの試験結果成績表は、除く) ・鉄筋鋼材品質証明(②で提出した場合は不要)

※ 鉄筋鋼材品質証明(ミルシート)は、裏書ミルシートも可とします。

(2)に該当する建築物

((1)以外の木造以外の地階を除く階数が3以上、かつ500㎡を超える建築物)

①工事完了時	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート調査表 ・鉄筋継手試験結果成績表 ・塩化物量の試験成績表 ・アルカリ骨材反応試験結果表 ・鉄筋鋼材品質証明
--------	--

※ 鉄筋鋼材品質証明(ミルシート)は、裏書ミルシートも可とします。

3 報告者及び作成者 : 報告者は、建築主です。この場合建築主の印は省略します。作成者は、原則として建築主から依頼を受けた当該建築物の工事監理者です。作成に当たっては、構造設計担当者と十分打合せ下さい。(工事施工者の協力を得て作成下さい。)

『各面の記載要領』

本報告書の記載にあたり下記の事項を参考に記入下さい

1 (第一面)

工事関係者住所・氏名 欄

- 工事監理者 : 建築主から依頼を受けた当該建築物の工事監理者の資格・氏名・印
- 工事施工者 : 当該建築物の施工者の建設業の許可番号、住所及び氏名（企業名、代表者等）を記入下さい
- 工事名及び建築場所 : 当該工事名称と建築場所の住所を確認済証と照合のうえ記入下さい
- 建築確認 : 確認済証に記載されている確認年月日及び確認番号を記入下さい
- 主要用途 : 確認済証に記載されている主要用途を記入下さい
- 建築主、設計者 : 確認済証に記載されている建築主、設計者を記入。建築主が変更になった場合は、宮城県建築基準法施行細則第27条により変更届を提出下さい

かぶり厚さ・使用材料等 欄

- かぶり厚さ : 工事で施工する鉄筋の最小かぶり厚さを記入
- セメント : 種類欄は、該当項目に○印を記入。種別欄の記載は、下記による

種類	種別
ポルトランドセメント	普通・早強・超早強・中庸熱・耐硫酸塩・低熱
高炉セメント	A種・B種・C種
シリカセメント	A種・B種・C種
フライアッシュセメント	A種・B種・C種

- 細骨材、粗骨材 : 種別欄の記載（骨材の納品書又は検査証明書等との整合を図ること）
細骨材：川砂、山砂、海砂、砕砂
粗骨材：砂利、碎石、高炉スラグなど
- レディーミストコンクリート工場 : J I S表示許可番号を記入
日付欄は、更新している場合、最新の日付を記入
二社以上ある場合は、この欄を追加して下さい

2 (第二面) 検査結果の考察欄

この欄は不具合がない場合であっても試験方法、結果及び工事監理の状況等について簡潔具体的に説明するとともに考察を明記して下さい。

- コンクリート圧縮強度試験結果 : 第四面に強度試験結果を記載するとともに、コンクリート打設前、打設時の状況、天候、養生の状況などを含め、工事監理者として簡潔にまとめ試験結果の考察について記載して下さい
- 鉄筋継手の試験結果に関する考察 : 圧接工事中の天候や施工状況などを簡潔に記入し、「抜取検査」と「外観検査」両方の結果及び抜取試験を行っていない継手に対する考察などを記入して下さい。
特に不合格ロットが発生した場合は、その原因と具体的処置を記入して下さい。また、特殊な継手を使用した場合も同様とします。
第1回中間検査時は、地中ばりの圧接結果までの考察
第2回中間検査時は、2階はりまでの考察
施工結果報告書では、最上階までの考察を全体を通し簡潔にまとめて下さい。
- 塩化物量・アルカリ骨材反応対策 : 検査測定方法・測定結果及び工事監理で特に気を配ったことなどについて記載下さい。また、不具合が生じた場合の対策方法と結果等の考察を記入して下さい。
- その他 : その他の材料の品質、不具合の措置等について記入下さい。

3 (第三面)

第1回中間検査時に、調合計画は当該建築物に使用する予定のコンクリートを打設部位(コンクリート打込工程ごと)に分け記載して下さい。

調合計画 : 建物全体のコンクリート調合計画を工程別に記入下さい
打設時期は、予定される年月を記入下さい

コンクリート劣化対策 : 該当する項目にしるしを記入下さい

4 (第四面) 鉄筋の継手の試験結果

鉄筋継手の部位 : 棟別、工区別に基礎、地中ばり、☆階柱、☆階はり等を記入下さい

試験方法 : () 内は引張試験以外の試験方法を記入下さい

破断位置・合否 : () 内に本数記入下さい

検査ロットの合否 : 該当項目に○印を記入下さい

溶接継手 : 溶接材料の種類及び超音波探傷試験結果成績表を提出下さい

機械式継手 : 接合部固定用モルタル、グラウト等の材料強度試験結果、及び継手の強度試験結果成績表を提出下さい

5 (第五面) コンクリートの試験結果

打込箇所 : 棟別、工区別に基礎、地中ばり、☆階柱、☆階はり等を記入下さい

コンクリートの種類 : 該当項目に○印を記入。その他の場合は、() 内に記入下さい

塩化物量 : 実測値を記入下さい。塩化物量 $0.3\text{kg}/\text{m}^3$ を超える場合は、その対策について(第二面) 考察の欄に記入下さい

スランプ : 実測値を記入して下さい

空気量 : 実測値を記入して下さい

温度 : コンクリート打込時のコンクリート温度を記入して下さい

呼び強度 : 温度補正後のコンクリート圧縮強度を記入して下さい

圧縮強度① : 材令が28日以外の場合は、空欄にその日数を記入して下さい

圧縮強度② : 材令28日の場合は、右側に圧縮強度を記入して下さい

28日以外の試験結果は、下欄にその日数、圧縮強度を記入して下さい

圧縮強度②の下空欄には、供試体の養生方法を記入して下さい

圧縮強度③ : 梁下の支柱除去材令を記入して下さい

6 建築基準法対象法令等

- ・法第37条 建築材料の品質
- ・令第3章第8節第3款 許容応力度 令第3章第8節第4款 材料強度
- ・告示第1102号 設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリート強度の基準
- ・告示第110号 現場打コンクリートの型わく及び支柱の取りはずしに関する基準
- ・告示第1446号 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件
- ・告示第1463号 鉄筋の継手の構造方法を定める件

鉄骨工事施工状況・施工結果報告書

平成 年 月 日

建築主事 様

報告者(建築主)住 所

氏 名

下記建築物について、建築基準法第12条第5項の規定により施工状況・施工結果報告書を提出します。なお、この施工状況・施工結果報告書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

作成者	工事監理者	()級建築士 (大臣・知事) 登録第 () 号 ()級建築士事務所 () 登録第 () 号 住 所 TEL()-()- 氏 名 印			
	工事施工者	施工者名 建設業許可(特定・一般) 第 () 号 住 所 TEL()-()- 代 表 者			
設 計 者	()級建築士(大臣・知事)登録第 () 号 ()級建築士事務所()登録第 () 号 住 所 TEL()-()- 氏 名				
第三者検査機関等(接合部の受入検査)	受入検査機関等の名称 住 所 TEL()-()- 代 表 者 名 検査員資格・氏名				
検査技術者(溶接部以外の受入検査)	所 属 住 所 TEL()-()- 検査員資格・氏名 資格 建築鉄骨製品検査技術者 (登録番号 ()) 建築高力ボルト接合管理技術者 (登録番号 ())				
鉄骨加工工場	名 称 建設業の許可()登録第 () 号				
	住 所 TEL()-()-				
	代 表 者 名				
	工場ランク	(S ・ H ・ M ・ R ・ J) (参考) その他()			
	溶接管理責任者	所属	氏名 資格		
	検査責任者	所属	氏名 資格		
	社内検査	社内検査部門	所 属 部 署 検査員資格・氏名		
	外注	外注検査機関名称 代表者名 住 所 検査員資格・氏名			
建築物の概要	工事名称				
	確認済証番号	平成 年 月 日 第 () 号			
	建築場所				
	用途等				
	工事概要	工事種別	新築 ・ 増築 ・ ()		
		構造	・ S (階～ 階) ・ SRC (階～ 階) ・ 他()		
		架構方式	桁行方向	ラーメン ・ ブレース ・ 他()	
			梁間方向	ラーメン ・ ブレース ・ 他()	
		階数等	地上: 階 地下: 階 PH: 階 軒高: m 最高高さ: m		
	面積	建築面積: m ² 延べ面積: m ²			
確認済証交付後の計画変更確認申請	変更: 有 ・ 無 変更内容				
計画変更確認番号・年月日	平成 年 月 日 第 () 号				
	平成 年 月 日 第 () 号				

(第二面)

鉄骨工事の概要	構造耐力上 主要な部分 に使用した 鋼材等の種 類及び使用 重量	使用部位	鋼材の種類	使用重量			
		柱		k N			
		大梁		k N			
		小梁・間柱		k N			
		その他 ()		k N			
	高力ボルト の種類及び 接合方法	HTBの種類	使用するHTBの径		接合方法	締付け方法	
		トルシア型	S10T	・径 M	摩擦・引張	<input type="checkbox"/> トルクコントロール法	
		JIS型	F10T	・径 M	摩擦・引張	<input type="checkbox"/> トルクコントロール法 <input type="checkbox"/> ナット回転法	
		溶融亜鉛メッキ	F8T	・径 M	摩擦	<input type="checkbox"/> ナット回転法	
		接合面の処理	$\mu=0.45$	母材	スプライスPL		
	$\mu=0.40$	母材	スプライスPL				
溶接継目の 部位・鋼材 の種類・溶 接材料及び 溶接の種類		部 位	鋼 材 の 種 類	溶接材料(ワイヤ等)	溶接の種類		
	工場 溶接	柱				突合せ・隅肉	
		ダイヤフラム				突合せ・隅肉	
		フランジ大梁				突合せ・隅肉	
		ウェブ大梁				突合せ・隅肉	
						突合せ・隅肉	
	現場 溶接	柱 - 梁				突合せ・隅肉	
		柱 - 柱				突合せ・隅肉	
		梁 - 梁				突合せ・隅肉	
						突合せ・隅肉	
					突合せ・隅肉		
添付図書	<input type="checkbox"/> 鋼材及びボルト等の規格証明書 (裏書きミルシート) <input type="checkbox"/> ボルト類の強度試験報告書 <input type="checkbox"/> 鋼材等の流通経路を示す書類 <input type="checkbox"/> 高力ボルト現場軸力導入試験報告書 <input type="checkbox"/> 溶接部の検査報告書 (外観・超音波探傷) <input type="checkbox"/> 高力ボルト締付け検査報告書						
記入上の注意	①鉄骨工事の概要は、設計図書と整合の上必要な事項をご記入下さい。また高力ボルトの種類等は、該当するものを○印で囲み、該当する締付け方法の□にするしを付けて下さい。 ②この報告書に記載しきれない事項については、別紙にまとめて下さい。 ③添付図書の欄は、添付しているものについて□内にするしを記入して下さい。 ④添付図書の各種検査結果は、できるだけ一覧表にまとめて下さい。						

※ミルシート、超音波探傷等の試験結果等の添付図書を工事監理者や工事施工者の控え書類で提出する場合、担当者に申し出て下さい。検査終了後に返却致します。

鉄骨加工工場及び工事現場における試験・検査等の結果報告

検査等の項目	実施した試験・検査等の方法 (実施した項目チェック)	検査等の実施年・月・日				
		社内検査		受入検査		
		鉄骨加工工場	工事施工者	工事監理者	検査機関等	
工場製作時における検査等の実施状況	鉄骨製作要領書・工作図	<input type="checkbox"/> 設計図書との照合 <input type="checkbox"/> 図書審査	H . . .	H . . .	H . . .	
	溶接方法	<input type="checkbox"/> 製作要領書審査 <input type="checkbox"/> 承認試験	H . . .	H . . .	H . . .	
	溶接技能者	<input type="checkbox"/> 資格証の確認 <input type="checkbox"/> 溶接条件と資格の適合 <input type="checkbox"/> 計量確認試験(実施・他工事資料参考)	H . . .	H . . .	H . . .	
	使用鋼材の受入検査	<input type="checkbox"/> ミルシートの確認 <input type="checkbox"/> 立会検査 <input type="checkbox"/> 鋼材判別機器 <input type="checkbox"/> 材質試験 <input type="checkbox"/> ()	H . . .	H . . .	H . . .	
	使用材料・製品等の受入検査(高力ボルト・スタッド他)	<input type="checkbox"/> ミルシート確認 <input type="checkbox"/> 製品確認 <input type="checkbox"/> 立会検査 <input type="checkbox"/> ()	H . . .	H . . .	H . . .	
	現寸検査等	<input type="checkbox"/> テープ合わせ <input type="checkbox"/> 床上現寸図 <input type="checkbox"/> 工作図審査 <input type="checkbox"/> 定規・型板検査 <input type="checkbox"/> ()	H . . .	H . . .	H . . .	
	切断後の鋼材材質の確認	<input type="checkbox"/> マーキング確認 <input type="checkbox"/> 切板発注指示書確認 <input type="checkbox"/> 確認試験 <input type="checkbox"/> ()	H . . .	H . . .	H . . .	
組立検査	<input type="checkbox"/> 開先形状・角度 <input type="checkbox"/> ルート面・ルート間隔 <input type="checkbox"/> 肌すき・食違 <input type="checkbox"/> 仕口部のずれ <input type="checkbox"/> 裏あて金・エンドタブ <input type="checkbox"/> スカラップ工法 <input type="checkbox"/> スカラップ形状・寸法 <input type="checkbox"/> 仮付け溶接 <input type="checkbox"/> 内ダイヤフラムの取付け	<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 溶接ゲージ <input type="checkbox"/> スケール	H . . .	H . . .	H . . .	
	★以下の項目は、2節目以降の組立検査時に確認する <input type="checkbox"/> 予熱の方法と管理方法の確認 <input type="checkbox"/> 予熱温度チェック <input type="checkbox"/> パス間温度、入熱量の管理方法の確認と管理の結果	<input type="checkbox"/> 製作要領書の確認 <input type="checkbox"/> 温度チョーク <input type="checkbox"/> ()	H . . .	H . . .	H . . .	
	<input type="checkbox"/> ボルトの孔径 <input type="checkbox"/> 孔心・孔間隔のずれ <input type="checkbox"/> 摩擦接合面の確認	<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> ゲージ	H . . .	H . . .	H . . .	
鉄骨製品の受入検査	<input type="checkbox"/> 部材の社内検査実施状況の確認 <input type="checkbox"/> 製品の社内検査報告書確認		H . . .	H . . .	H . . .	
	<input type="checkbox"/> 部材表面検査 <input type="checkbox"/> 部材寸法検査 <input type="checkbox"/> 取合い部検査 <input type="checkbox"/> スタッド溶接検査 <input type="checkbox"/> 高力ボルト締め付け検査 <input type="checkbox"/> スラグ、スパッターの除去 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> ゲージ・スケール <input type="checkbox"/> 打撃曲げ試験	H . . .	H . . .	H . . .	
溶接部の品質	<input type="checkbox"/> 外観検査(精度・表面欠陥) <input type="checkbox"/> 超音波探傷検査(内部欠陥)	<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 溶接ゲージ <input type="checkbox"/> スケール <input type="checkbox"/> 超音波探傷試験 <input type="checkbox"/> ()	H . . .	H . . .	H . . .	H . . .
	社内検査結果のまとめ	<input type="checkbox"/> 溶接部の社内検査報告書の確認 社内検査を実施した者の所属・資格・氏名 () 1 全数検査(検査数 合格数 合格率) (不合格部の補修箇所 補修方法) 2 抜き取り検査の場合は、次の項目を記載して別に報告書を添付する。 ・検査ロットの構成方法・抜き取り方法・抜き取り率・検査数・不合格箇所数・検査ロットの合否判定・補修方法等	受入検査結果のまとめ <input type="checkbox"/> 第三者検査機関による溶接部の受入検査報告書確認 <input type="checkbox"/> 契約書等確認、検査を実施した者の所属・資格・氏名 () <input type="checkbox"/> 工事監理者が指定した「技術者」による代行検査報告書の確認、「技術者」の所属・氏名 () 1 抜き取り検査の場合は、次の項目を記載して別に報告書を添付する。 ・検査ロットの構成方法・抜き取り方法・抜き取り率・検査数・不合格箇所数・検査ロットの合否判定・補修方法等 2 全数検査(検査数 合格数 合格率) (不合格部の補修箇所 補修方法)			
不具合の処置及び検査結果の考察						

■鉄骨工事施工状況・施工結果報告書 記載上の注意

鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を建築する場合、下記の報告時期に建築基準法第12条第5項の規定に基づき「鉄骨工事施工状況・施工結果報告書」を提出して下さい。

鉄骨施工状況・施工結果報告書は、第一面から第三面までの書式からなっています。施工状況報告書は、その特定工程に達した時点での必要記載事項を記入し、中間検査申請時に提出して下さい。

施工結果報告書は、すべての面に必要事項を記入し完了検査申請時に提出して下さい。

なお、鉄筋、コンクリート工事を含む場合は、コンクリート工事施工状況・施工結果報告書も併せて提出して下さい。

対象建築物、報告の時期・添付図書、報告者及び作成者は、次の通りです。

1 対象建築物

- (1) 施工状況・施工結果報告書
提出対象建築物 : 木造以外の地階を除く階数が3以上、かつ延べ面積が500㎡を超える建築物（国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる建築物を除く。）で、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる特殊建築物。又は、建築主事が特に必要と認めた建築物。
- (2) 施工結果報告書
提出対象建築物 : 木造以外の地階を除く階数が3以上、かつ延べ面積が500㎡を超える建築物。又は、建築主事が特に必要と認めた建築物。（国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる建築物を除く。）

2 報告の時期・添付図書

- (1) に該当する建築物（木造以外の地階を除く階数が3以上かつ500㎡を超える法第6条第1項第1号に掲げる建築物）

① 基礎の配筋が完了した工程	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼材・ボルト等の規格証明書 ・鋼材の流通経路を示す書類 ・ボルト類の強度試験報告書
② 地上2階の床スラブの配筋が完了した工程	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼材・ボルト等の規格証明書 ・鋼材の流通経路を示す書類 ・ボルト類の強度試験報告書 ・溶接部の検査報告書（外観・超音波探傷） ・高力ボルト現場軸力導入試験報告書 ・高力ボルト締付け検査報告書
③ 工事完了時	同上

- ※ ・鋼材及びボルト等の規格証明書は、ミルシート原本または裏書きミルシートによる。
・鉄筋、コンクリート工事を含む場合は、コンクリート工事施工状況・施工結果報告書も併せてご提出下さい。

- (2) に該当する建築物（(1)以外の木造以外の地階を除く階数が3以上かつ500㎡を超える建築物）

① 工事完了時	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼材・ボルト等の規格証明書 ・鋼材の流通経路を示す書類 ・ボルト類の強度試験報告書 ・溶接部の検査報告書（外観・超音波探傷） ・高力ボルト現場軸力導入試験報告書 ・高力ボルト締付け検査報告書
---------	---

- ※ ・鋼材及びボルト等の規格証明書は、ミルシート原本または裏書きミルシートによる。
・鉄筋、コンクリート工事を含む場合は、コンクリート工事施工状況・施工結果報告書も併せてご提出下さい。

- 3 報告者及び作成者 : 報告者は建築主です。この場合、建築主の印は省略します。
作成者は、建築主から依頼を受けた当該建築物の工事監理者です。
作成に当たっては構造設計担当者・工事施工者・鉄骨加工工場など関係者と十分打合せて下さい。

『各面の記載要領』

この報告書を記入するにあたり下記の事項を参考に記載して下さい。

1. 第一面

工事関係者住所・氏名 欄

- 建築主 : 当該建築物の建築主の住所・氏名を記入して下さい。
- 工事監理者 : 当該建築物の工事監理者について記入し押印して下さい。
- 工事施工者 : 当該建築物の工事施工者について記入して下さい。
- 設計者 : 当該建築物の設計者について記入して下さい。

第三者検査機関等（溶接部の受入検査）

- : 工事監理者等が受入検査を実施する際、自らの検査業務を代行させるために依頼する検査会社等をさすものです。

検査技術者（溶接部以外の受入検査）

- : 工事監理者等が溶接部以外の受入検査で、(社)日本鋼構造協会の建築鉄骨品質管理機構が制定した建築鉄骨製品検査技術者、高力ボルト接合管理技術者に業務を代行させた場合、記入して下さい。

- 鉄骨加工工場 : 工場ランクは該当する項目に○印をつけて下さい。社内検査は、実際に検査に携わる検査員の資格・氏名を記入下さい

建築物の概要 欄

工事名称、確認済証番号、建築場所、用途等及び工事概要

- : 確認済証の図書と照合の上記入して下さい。

- 架構方式 : 該当する項目に○印をつけて下さい。該当項目以外の架構方式の場合は、() に記入して下さい。

- 確認済証交付後の計画変更 : 構造関係で計画変更確認申請を提出した場合、その内容を記入して下さい。また、計画変更確認の番号、年月日を記入して下さい。

2. 第二面

鉄骨工事の概要 欄

構造耐力上主要な部分に使用した鋼材等の種類及び使用重量

- : 柱、梁等各部材に使用する鋼材の種類を確認済証の図書又は工作図を確認し、記入すると共に使用重量を記入して下さい。

高力ボルトの種類及び接合方法等

- : 使用する高力ボルトの種類に○をつけ、使用するボルト径を全て記入して下さい。また、接合方法に○印をつけ、該当する締付け方法の□にしるしをつけて下さい。接合面の処理方法は、母材・スプライスPLとも具体的に記入してください。

溶接継目の部位・鋼材の種類・溶接材料及び溶接の種類

- : 溶接に係る各部位、その鋼材の種類、溶接材料、溶接の種類を確認済証の図書・工作図等に合わせて記入してください。

※変更があった場合は、安全性の確認を行い、建築主事と協議して下さい。

3. 第三面

鉄骨加工工場及び工事現場における試験・検査等の結果報告

鉄骨加工工場及び工事現場における試験・検査等の各項目について実施した試験・検査等についてチェックして下さい。なお、検査等の実施年月日については、社内検査及び受入検査とも本報告書提出時における最終合格年月日を記入して下さい。

工場製作時における検査等の実施状況 欄

- 鉄骨製作要領書・工作図： 鉄骨製作要領書には、下記の項目・内容が記載されていることを確認して下さい。
- ・鉄骨加工工場の概要・組織、工場製作の工程概要、使用材料、切断、加工、組立、本溶接、製品検査、製品の塗装・保管、工程の各段階で生じうる不具合と対処方法等
 - ・工作図は、設計図書に基づき鉄骨全体の配置、詳細な形状・寸法、数量、材質、溶接及び高力ボルト接合部の形状・寸法・材質、貫通孔の位置・径、仮設金物等について確認して下さい。
- 溶接方法： 使用鋼材等に対して適切な溶接方法・溶接条件、溶接材料であることを確認して下さい。
- 溶接技能者： 当該鉄骨工事の溶接施工条件（溶接姿勢、板厚など）に応じた有資格者であることを確認して下さい。工事規模や設計の要求性能の必要に応じ、技量確認試験等を行って下さい。
- 使用鋼材の受入検査： 使用材料は、建築基準法第37条及びH12告示第1446号に規定する指定材料であることを確認すると共に鋼材規格証明書と照合し確認して下さい。
- 使用材料・製品等の受入検査（高力ボルト・スタッド他）
： 使用材料・製品等は、それぞれの規格に適合していることを規格証明書・検査証明書等で確認して下さい。
- 現寸検査等： 現寸検査を行った場合、実施した内容をチェックして下さい。なお、現寸検査に替わる方法によった場合（ ）内にその内容を記入して下さい。
- 切断後の鋼材材質確認： 切り板に加工された鋼材の材質検査方法をチェックして下さい。
- 組立検査： 本溶接前の検査として、開先形状、ルート間隔、ルート面、部材相互の肌すき・食い違い、仕口部のずれ、開先部の清掃状況、裏当て金の取り付け状態、裏はつりの施工状態、エンドタブの種類・取付状態、内ダイアフラムの取付状態、スカラップの形状・施工状態、仮付け溶接の施工状態、スラグ・スパッターの除去、ボルトの孔径、孔心、孔間隔のずれ、孔の食い違い、孔の端あき・縁あき、摩擦接合面の状態等のうち行った項目及び検査方法について記入して下さい。
また、溶接中の温度の管理（予熱、パス間温度、入熱量等）については、溶接作業中の管理であり受入検査として行うには困難であることから、2節目以降の組立検査時に前節分等の温度の管理状況を確認し記入して下さい。
- 鉄骨製品の受入検査： 鉄骨加工工場における製作が完了し、現場へ搬送する前に製品検査を実施する。製品検査は一般に社内検査と受入検査に分けられ、社内検査としての製品検査によって発見された不具合を是正した後、発注者（工事施工者）が受入検査を行う。
- 部材の精度： 部材の寸法・精度、取合部、スタッド溶接部等について、社内検査実施状況の確認及び受入検査で実施した項目について記入して下さい。

- 溶接部の品質 : 溶接部の品質に関する受入検査は、外観検査及び超音波探傷検査について行います。外観検査については、割れ、余盛り高さ、ビードの不整、アンダーカット、オーバーラップ、仕口のずれ等について行い記入して下さい。
溶接部の超音波探傷検査は、完全溶込み溶接部について行った検査率及び合格率を記入して下さい。
- 社内検査結果のまとめ : 溶接部に関する受入検査の一環として、鉄骨加工工場の自主検査がどのように行われたか、また、不具合部の処置はどのように行われたか等について、鉄骨加工工場が作成した「溶接部の社内検査報告書」等によって確認し記入して下さい。
- 受入検査結果のまとめ : 第三者検査機関等が実施した溶接部の検査報告書から溶接部の抜取検査の結果について記入して下さい。またすべての検査ロットが合格していることを確認して下さい。
- 不具合の処置及び検査結果の考察
検査結果が不合格であった場合の処置等及び全体的な施工管理に対して、工事監理者としての評価を考察し記入して下さい。

現場工事時における検査等の実施状況 欄

- 鉄骨工事施工要領書 : 工場製作の場合と同様に行ってください。
なお、工事現場溶接は天候条件等が品質に及ぼす影響が大きいことや、冬季の工事や使用鋼材・板厚等によっては予熱が必要となる場合があり、あらかじめ具体的な方法を検討して施工要領書に記載されていることを確認して下さい。
- 溶接方法 : 工場製作の場合と同様に行ってください。
上記の諸条件についても考慮して下さい。
- 溶接技能者 : 屋外作業のため、作業環境や作業条件の確保が難しいので、作業ステージの確保等及び当該工事に要求される溶接姿勢に溶接技能者の有する資格の内容が対応しているか確認して下さい。
- 使用材料・製品の検査 (高力ボルト等) : 工場製作の場合と同様に行ってください。
なお、さらにボルト径ごとやメーカーごとに現場軸力導入試験を行い、使用する高力ボルトセットの品質が変質していないことを確認してください。
- 柱脚部 : 柱据付面の状況、アンカーボルトの据付状況（径・長さ取付位置等）、露出固定型柱脚の施工状況（メーカーのチェックシート等による確認）等について確認して下さい。
- 建て方 : 建て方検査は、建入れ直しの状況、仮締めボルトの位置・本数等、倒壊防止措置等について確認を行ってください。建て方精度は、建入れ直し後に確認して下さい。
- ボルト工事 : 締め付けに先立ち、摩擦接合面、ボルト径・孔の食い違い・肌すき等を確認し、一次締め付け後に全数のマーキングを行った上で本締めを行ってください。
本締め検査は、トルシア形高力ボルトの場合にピンテールの破断とマークのずれ等により、また J I S 形六角高力ボルトの場合にトルクレンチによる締め付けトルクの確認及びマークのずれにより締め付け状態及び共回りの有無を確認して下さい。

溶接工事

： 溶接作業条件、溶接条件、天候管理、溶接順序、予熱、パス間温度、入熱量などについては、溶接管理技術者等が管理し、工事施工者、工事監理者が確認して下さい。

溶接工事に先立ち組立て検査を行いますが、開先形状その他の組立て検査等は、工場製作における組立て検査の場合と同様に行ってください。この場合に開先面と近傍には、溶接に有害でない錆止めの措置がなされていることを確認して下さい。また、超音波探傷作業に支障があるため、溶接部から15～40cm（板厚によって異なる）程度は、塗装されていないことを確認して下さい。

溶接部の外観検査及び超音波探傷検査については、工場製作における溶接部の受入検査と同様に行ってください。

ただし、工事現場溶接工事の場合、工程・工期や溶接作業の進め方等の関係から自主検査が省略され、受入検査のみが実施されるケースが多いため、原則として全数検査を行ってください。

不具合の処置及び検査結果の考察

： 検査の結果が不合格であった場合の処置等及び全体的な施工管理状況について、工事監理者として評価・考察し記入して下さい。

第 3 4 中間検査申請書（第四面）記載例

■中間検査申請書（第四面）記載例

（木造軸組工法 特定工程）

工事監理の状況

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	道路	・道路幅員、接道長	・配置図	無し	・計測を行い確認	適
	敷地	・敷地形状、高低差	・配置図	無し	・計測機器(トランジット、レベル)にて計測確認	適
	建築物の配置	・敷地境界線及び道路境界線からの離れ、真北寸法の離れ	・配置図	無し	・遣り方工事時に計測機器にて確認	適
	支持地盤	・種類 (粘性土) ・地耐力 49kN/m ²	・特記仕様書 断面図 構造詳細図 構造計算書	無し	・ハンドオーガーにて確認	適
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む。)の種類、品質、形状及び寸法	基礎	・種類 RC造布基礎 ・寸法・形状 ・材料 コンクリート Fc=18N/mm ² 鉄筋 SD295A	・特記仕様書 基礎伏図 構造詳細図	無し	・現場にて構造図と照合する ・配合計画書で確認 ・発注伝票にて確認	適 適
	コンクリート鉄筋					適 適
	床下換気孔					
	軸組	・位置・寸法・形状	・基礎伏図	無し	・現場にて配筋状況を確認する	適
	筋かい、耐力壁の配置	・材質・寸法・形状	・共通仕様書 構造詳細図	無し	・材質は木材のJASマークを確認	適
	屋根ふき材	・位置・寸法・形状 ・材質・寸法・厚さ・形状	・各階伏図 軸組図 ・外部仕上げ表 屋根伏図 矩計図	無し 無し	・現場にて構造図と照合する ・現場にて仕上げ表、屋根伏図、矩計図と照合	適 適
その他の主要構造部等についても、以下この欄に記載する						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	基礎	・位置・形状・寸法	・基礎伏図 構造詳細図	無し	・工程終了時に現場で照合	適
		・鉄筋配筋本数、配置	・構造詳細図	無し	・同上	適
	アンカーボルト	・材質、寸法、形状	・共通仕様書 基礎伏図	無し	・同上	適
	柱・土台接合部	・材質、寸法、形状	・共通仕様書 構造詳細図	無し	・同上、ホールダウン金物の取付状況確認	適
	柱・はり接合部	・材質、寸法、形状	・共通仕様書 軸組図 構造詳細図	無し	・同上、金物の取付状況確認	適
	管柱接合部	・材質、寸法、形状	・共通仕様書 軸組図	無し	・同上、ホールダウン金物の取付状況確認	適
	筋かい、耐力壁	・材質、寸法、形状	・共通仕様書 軸組図	無し	・金物の取付状況を確認	適
	たるき接合部	・材質、寸法、形状	・共通仕様書 詳細図	無し	・同上	適
その他の主要構造部等についても、以下この欄に記載する。						
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	基礎	・位置・形状・寸法	・基礎伏図 構造詳細図	無し	・工程終了時に現場で照合	適
	土台	・位置・形状・寸法	・基礎伏図 矩計図 共通仕様書	無し	同上	適
	大引き	・位置・形状・寸法	・同上	無し	同上	適
	柱	・位置・形状・寸法	・平面図 軸組図 伏図 共通仕様書	無し	同上	適

	はり	・位置・形状・寸法	・伏図 軸組図 共通仕様書	無し	・工程終了後現場で 照合	適
	筋かい、耐力壁	・位置・形状・寸法	・平面図 ・軸組図 伏図 共通仕様書	無し	同上	適
	根太	・位置・形状・寸法	・矩計図 伏図 共通仕様書	無し	同上	適
	たるき	・位置・形状・寸法	・伏図 共通仕様書	無し	同上	適
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	土台・柱・筋かい	・防錆措置の状況	・共通仕様書	無し	・工程終了後現場で 確認	適
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種別及び厚さ		指定した特定工程までに左記の工事監理業務が終了した事項を記入のこと。				
開口部に設ける建具の種類及び大きさ	・開口部	・建具の種類 寸法・幅の総和 開口部間の垂直・水平距離	・平面図 立面図 詳細図 軸組図	無し	・工事完了後現場で 照合	適
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）		指定した特定工程までに左記の工事監理業務が終了した事項を記入のこと				
備考						

■中間検査申請書（第四面）記載例

（鉄筋コンクリート造 第1回特定工程）

工事監理の状況

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	道路	・幅員、接道長	・配置図	無	・計測確認(スチールテープ)	適
	敷地	・敷地形状、敷地の高さ	・配置図	無	・測量機器にて測定・確認(トランシット・レベル)	適
	建築物の配置	・敷地境界線・道路境界線からの離れ	・配置図	無	・遺り方工事時に確認	適
	仮囲い 落下物防護			無 無		
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む。)の種類、品質、形状及び寸法	杭	・種類：場所打コンクリート杭 構法：アースドリル 径：1~1.6 m 長さ：12.0 m ・支持層	・仕様書 基礎伏図 構造詳細図	無	・支持層の深さ、杭径、杭長、杭芯のずれを現場で照合	適
	鉄筋	・材料、種類、規格 品質、形状、寸法 D10~D16(SD295A) D19~D25(SD345)	・仕様書 構造詳細図	無	・ミルシート書類検査受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適
	コンクリート	・材料、種類、規格 品質 普通コンクリート Fc=27N/mm ²	・仕様書 構造詳細図	無	・配合計画書、報告書による書類審査及び供試体による4週圧縮強度試験の確認	適
4週圧縮試験強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験に関する結果については、施工状況報告書(3階かつ500m ² を超える建築物)により提出。また、500m ² 以下の建築物についても施工状況報告書による提出が望ましい。						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	・杭	・位置、形状、寸法 偏心距離 最大35cm	・基礎伏図 杭伏図 構造詳細図	無 偏心の応力処理	・工程終了時に現場で照合	適 適(偏心によるフーチング基礎ばり変更申請済)
	・基礎	・位置、形状、寸法 ・配筋の本数、配置 ・くい頭の処理、補強	・基礎伏図 構造詳細図 ・同上	無 無	・工程終了時に現場で照合 ・同上	適 適
	・柱 (立上がり部)	・主筋の本数、径 ・フープの径、ピッチと位置	・1, 2階伏図 構造詳細図 ・仕様書 構造詳細図	無 無	・工程終了時に現場で照合 同上	適 適
	・地中ばり(小ばり含む)	・主筋の本数、径、位置 ・主筋の定着 ・スタラップの径、ピッチと位置 ・継手の位置、長さ ・貫通口の位置と補強方法	・1, 2階伏図 構造詳細図 ・仕様書 ・仕様書 構造詳細図 ・仕様書	無 無 無 無	・同上 ・同上 ・同上 ・同上	適 適 適 適
	・鉄筋継手	・ガス圧接継手の形状と位置 ・特殊継手	・(社)日本圧接協会ガス圧接仕様 ・認定、評価仕様	無 無	・同上 ・同上	適 適
	・1階スラブ	・主筋の向き、径とピッチ及び位置 ・主筋、配筋筋の定着と継手 ・開口部の配筋補強	・仕様書 1, 2階伏図 構造詳細図 ・仕様書	無 無	・同上 ・同上	適 適

		<ul style="list-style-type: none"> ・設備配管補強 	構造詳細図 <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 	無	・同上	適	
	・壁	<ul style="list-style-type: none"> ・壁筋の径とピッチ、定着と継手 ・スリットの位置と施工状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・1、2階伏図 ・軸組図 ・構造詳細図 	無	<ul style="list-style-type: none"> ・工事終了時に現場で照合 ・同上 	適 適	
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	・杭	<ul style="list-style-type: none"> ・位置・形状・寸法 ・偏心距離 	<ul style="list-style-type: none"> ・杭伏図 ・構造詳細図 	無	・同上	適	
	・基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・位置・形状・寸法 ・配筋本数 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎伏図 ・構造詳細図 	無	・同上	適	
	・地中ばり	<ul style="list-style-type: none"> ・位置・形状・寸法 ・配筋本数、間隔、配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎伏図 ・構造詳細図 	無	・同上	適	
	・1階スラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・位置・形状・寸法 ・配筋本数、間隔、配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・1階伏図 ・構造詳細図 	無	・同上	適	
	・柱	<ul style="list-style-type: none"> ・位置・形状・寸法 ・配筋本数、間隔、配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・1階伏図 ・構造詳細図 	無	・同上	適	
構造耐力上主要な部分の防錆、防蝕及び防蟻措置及び状況							
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ		指定する特定工程までに、左記の工事監理業務が終了している内容を記入					
開口部に設ける建具の種類及び大きさ			同上				
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）			同上				
備考	① コンクリート工事施工状況報告書：別添添付 ② 平成〇年〇月〇日、計画変更確認番号第*****号（基礎・地中ばりの変更）						

■中間検査申請書（第四面）記載例

（鉄筋コンクリート造 第2回特定工程）

工事監理の状況

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	道路	・幅員、接道長	・配置図	無	・計測確認(スチールテープ)	適
	敷地	・敷地形状、敷地の高さ	・配置図	無	・測量機器にて測定・確認(トランシット・レベル)	適
	建築物の配置	・敷地境界線・道路境界線からの離れ	・配置図	無	・遣り方工事時に確認	適
	仮囲い 落下物防護			無 無		
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む。)の種類、品質、形状及び寸法	杭	・種類：場所打コンクリート杭 構法：アースドリル 径：1~1.6 m 長さ：12.0 m	・仕様書 基礎伏図 構造詳細図	無	・支持層の深さ、杭径、杭長、杭芯のずれを現場で照合	適
		・支持層	・地盤調査資料 仕様書	無		適
	鉄筋	・材料、種類、規格 品質、形状、寸法 D10~D16(SD295A) D19~D25(SD345)	・仕様書 構造詳細図	無	・ミルシート書類検査 受入れ時の検査及び 工程終了時に現場で 照合	適
	コンクリート	・材料、種類、規格 品質 普通コンクリート Fc=27N/mm ²	・仕様書 構造詳細図	無	・配合計画書、報告書 による書類審査及び 供試体による4週圧 縮強度試験の確認	
<p>4週圧縮試験強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験に関する結果については、施工状況報告書(3階かつ500㎡を超える建築物)により提出。また、500㎡以下の建築物についても施工状況報告書による提出が望ましい。</p> <p>その他、この報告書提出時までに防火避難関係の主要構造部等に用いる材料、種類、品質、形状及び寸法工事監理を行っている場合は、この欄に記載する。 例えば防火戸などが該当する。</p>						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	・杭	・位置、形状、寸法 偏心距離 最大35cm	・基礎伏図 杭伏図 構造詳細図	無 偏心の応力処理	・工程終了時に現場で 照合	適 (偏心によるフーチング基礎ばり変更申請済)
	・基礎	・位置、形状、寸法	・基礎伏図 構造詳細図	無	・工程終了時に現場で 照合	適
		・配筋の本数、配置 ・くい頭の処理、補強	・同上	無	・同上	適
	・柱	・主筋の本数、径	・1, 2階伏図 構造詳細図	無	・工程終了時に現場で 照合	適
		・フープの径、ピッチ と位置	・仕様書 構造詳細図	無	同上	適
	・はり(小ぶり含む)	・主筋の本数、径、 位置	・1, 2階伏図 構造詳細図	無	・同上	適
		・主筋の定着	・仕様書	無	・同上	適
		・スタラップの径、ピ ッチと位置	・仕様書 構造詳細図	無	・同上	適
		・継手の位置、長さ ・貫通口の位置と補強 方法	・仕様書	無 無	・同上 ・同上	適 適
	・鉄筋継手	・ガス圧接継手の形状 と位置	・(社)日本圧接 協会ガス圧接 仕様	無	・同上	適
	・特殊継手	・認定、評価仕 様	無	・同上	適	
・スラブ	・主筋の向き、径とピ ッチ及び位置	・仕様書 1, 2階伏図	無	・同上	適	

		<ul style="list-style-type: none"> ・主筋、配力筋の定着と継手 ・出入隅部、開口部の配筋補強 ・設備配管補強 ・壁筋の径とピッチ、定着と継手 ・スリットの位置と施工状況 	<ul style="list-style-type: none"> 構造詳細図 仕様書 構造詳細図 仕様書 仕様書 1, 2階伏図 軸組図 構造詳細図 仕様書 構造詳細図 	<ul style="list-style-type: none"> 無 無 無 無 無 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 ・同上 ・同上 ・工事終了時に現場で照合 ・同上 ・同上 	<ul style="list-style-type: none"> 適 適 適 適 適 適
その他、防火避難関係の主要構造部の工程が進んだ場合は、この欄に記載する						
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・杭 ・基礎 ・地中ばり ・1階スラブ ・柱 ・はり(小ばり含む) ・壁 ・階段 	<ul style="list-style-type: none"> ・位置・形状・寸法 偏心距離 ・位置・形状・寸法 配筋本数 ・位置・形状・寸法 配筋本数、間隔、配置 ・位置・形状・寸法 配筋本数、間隔、配置 ・位置・形状・寸法 配筋本数、間隔、配置 ・位置・形状・寸法 配筋本数、間隔、配置 ・位置・形状・寸法 配筋本数、間隔、配置 	<ul style="list-style-type: none"> 杭伏図 構造詳細図 基礎伏図 構造詳細図 基礎伏図 構造詳細図 1階伏図 構造詳細図 1階伏図 構造詳細図 2階伏図 構造詳細図 同上 同上 	<ul style="list-style-type: none"> 無 無 無 無 無 無 無 無 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 	<ul style="list-style-type: none"> 適 適 適 適 適 適 適 適
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況		構造耐力上主要な部分が鉄筋コンクリート造の場合においては、鉄骨階段等が該当する。				
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ		指定する特定工程までに、左記の工事監理業務が終了している内容を記入。				
開口部に設ける建具の種類及び大きさ			同上			
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む。)			同上			
備考	① コンクリート工事施工状況報告書：別添添付 ② 平成〇年〇月〇日、計画変更確認番号第*****号(基礎・地中ばりの変更)					

★ 第1回特定工程の報告書に続けて記載可

■中間検査申請書（第四面）記載例

（鉄骨造 第1回特定工程）

工事監理の状況

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	道路	・幅員、接道長	・配置図	無	<ul style="list-style-type: none"> ・スチールテープで現場確認 ・測量機器（トランシット、レベル）にて現場測定、確認 ・遣り方工事時に確認 ・土工事の工程終了後に現場で照合 ・載荷試験 	適
	敷地	・敷地形状、敷地の高さ	・配置図	無		適
	建築物の配置	・北側離れなど	・配置図	無		適
	擁壁	・設置の状況(H 1.8m)	・配置図	無		適
	擁壁支持	・支持地盤(砂質土)地耐力 69kN/m ²	・配置図 構造詳細図 仕様書 構造計算書	無		
	仮囲い			無		
	落下物防護			無		
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む。)の種類、品質、形状及び寸法	杭	<ul style="list-style-type: none"> ・工法：先端根固工法 種類：既成杭 企画・品質 PHC杭C種・B種 径600～800mm 長さ：15m 支持層 砂礫 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 基礎伏図 構造詳細図 	無	<ul style="list-style-type: none"> ・支持層の深さ、杭径、杭長、杭芯のずれを現場で照合 	適
	アンカーボルト	<ul style="list-style-type: none"> ・形状・寸法・品質・径 SS400 M25 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 構造詳細図 	無し	<ul style="list-style-type: none"> ・工程中に地層構成、砂礫支持層を確認 	適
	鋼材等(鉄筋)	<ul style="list-style-type: none"> ・材料・種類・規格・径 SD295A D10 D16 SD345 D19 D22 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 構造詳細図 	無し	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 	適
	コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ・材料・種類・規格 コンクリート Fc=24N/mm² 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 構造計算書 基礎伏図 	無し	<ul style="list-style-type: none"> ・配合計画書・報告書による書類審査及び現場水中養生供試体による4週圧縮強度試験結果の確認 	適
	4週圧縮試験強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験に関する結果については、施工状況報告書（3階かつ500㎡を超える建築物）により提出。また、500㎡以下の建築物についても施工状況報告書による提出が望ましい。					
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	杭	<ul style="list-style-type: none"> ・位置、形状、寸法 ・偏心距離 最大 350mm 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎伏図 杭伏図 構造詳細図 断面リスト 	無し 偏心の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・工程終了時に現場で照合 	適 (偏心による基礎ばり、フーチングの計画変更申請)
	基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・位置、形状、寸法 ・配筋本数、配置 杭頭の処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎伏図 断面詳細図 断面リスト 構造詳細図 	無し	同上	適
				無し 無し	同上 同上	適 適
	地中ばり	<ul style="list-style-type: none"> ・主筋の本数、径、位置 ・主筋の定着 ・主筋継手の位置、長さ ・スラップの径、ピッチ ・端部のフック、定着長 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎伏図 断面リスト 構造詳細図 ・仕様書 ・仕様書 ・仕様書 基礎伏図 断面リスト 	無し	<ul style="list-style-type: none"> ・工程終了時に現場で照合 	適
				無し 無し 無し	同上 同上 同上	適 適 適
				無し	同上	適
鉄筋継手	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス圧接継手の形状 位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 (社)日本圧接協会ガス圧接仕様 	無し	同上	適	
1階スラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・主筋の向き、径と間隔及び位置 ・主筋、配筋筋の定着、継手 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 床伏図 構造詳細図 同上 	無し	同上	適	
			無し	同上	適	

	柱と基礎との 接合部分	<ul style="list-style-type: none"> ・設備配管補強 ・出入隅部、開口部の配筋補強 ・接合方法 アンカーボルト ・接合状況 	同上 同上	無し 無し	同上 同上 ・工程終了時に現場で設計図書と照合確認	適 適 適
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	杭	<ul style="list-style-type: none"> ・位置・形状・寸法 ・偏心距離 350mm 	杭伏図 構造詳細図	無し 偏心応力の処理方法	・工程終了時現場で設計図書と照合	適(偏心による基礎ばり、フーチング計画変更申請)
	基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・位置・形状・寸法 配筋本数、配置 	基礎伏図 構造詳細図	無し	同上	適
	地中はり	<ul style="list-style-type: none"> ・位置・形状・寸法 配筋本数、間隔、配置 	基礎伏図 構造詳細図	無し	同上	適
	1階スラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・位置・形状・寸法 配筋方向、間隔 	基礎伏図 構造詳細図	無し	同上	適
	柱脚	<ul style="list-style-type: none"> ・位置・形状・寸法 アンカーボルト ベースプレート 	構造詳細図	無し	同上	適
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種別及び厚さ	指定する特定工程までに、左記の工事監理業務が終了している内容を記入すること。					
開口部に設ける建具の種類及び大きさ			同	上		
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）			同	上		
備 考	①コンクリート工事施工状況報告書（基礎部分）：別添添付 ② 鉄骨工事施工状況報告書（特定工程まで）：別紙添付 ③ 平成〇年〇月〇日、計画変更確認第*****号（基礎の変更）					

■中間検査申請書（第四面）記載例

（鉄骨造 第2回特定工程）

工事監理の状況

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法	鋼材等 (鉄筋以外)	・材料・種類・規格・仕上げ・品質・形状寸法 BCP325, SN400B, SM490A ・圧縮材の細長比	・仕様書 各階伏図 軸組図 構造詳細図 断面リスト	無し	・ミルシートによる書類審査、受け入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適
	溶接材料	・鋼材と溶接方法に対応した溶接材料	・仕様書 構造詳細図 製作要領書	無し	・同上	適
	高力ボルト	・形状・寸法・品質・径 S10T M20, M22 ・ボルト孔の径	・仕様書 構造詳細図 ・構造詳細図	無し 無し	・ミルシートによる書類審査、受け入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適
	アンカーボルト	・形状・寸法・品質・径 SS400 M25	・仕様書 構造詳細図	無し	・同上	適
	床材	・材料・寸法・形状 合成スラブ (〇〇デッキ)	・仕様書 構造詳細図 リスト図 仕上げ表	無し	・受入れ時の検査及び工程終了時に現場で確認	適
<p>4週圧縮試験強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験に関する結果については、施工状況報告書（3階かつ500㎡を超える建築物）により提出。また、500㎡以下の建築物についても施工状況報告書による提出が望ましい。</p> <p>その他、この報告書提出時までに防火避難関係の主要構造部等に用いる材料、種類、品質、形状及び寸法の工事監理を行っている場合は、この欄に記載する。例えば防火戸などが該当する。</p>						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	1階スラブ	・主筋の向き、径と間隔及び位置	・仕様書 床伏図 構造詳細図	無し	同上	適
		・主筋、配筋筋の定着、継手	同上	無し	同上	適
		・設備配管補強	同上	無し	同上	適
		・出入隅部、開口部の配筋補強	同上	無し	同上	適
	柱と基礎との接合部分	・接合方法 アンカーボルト	・仕様書 構造詳細図	無し	・工程終了時に現場で設計図書と照合確認	適
		・接合状況	・仕様書 構造詳細図	無し	・工場検査時における製作要領書及び検査書類の確認	適
	柱と梁の接合部分	・溶接方法(工場溶接、CO2半自動溶接など)	・仕様書	無し	・認定書の照合	適
		1. OF ・鉄骨加工工場(認定工場) 認定番号 年月日・第 号	・仕様書	無し	・製作要領書と工場の品質管理、溶接技術者、溶接監理技術者社内検査の実状確認	適
		・当該工場の品質管理検査の状況	・仕様書	無し	・立会い検査時に目視及び計測、予熱、パス間温度確認	適
		・組立精度、開先の精度 溶接条件等	・仕様書	無し	・製品検査時に目視及び計測	適 (一部ルート間隔補正)
	・製品の寸法精度	・仕様書	無し	・社内検査の状況確認 ・第三者による受入れ検査時に立会い検査及び報告書の照合確認(検査者・資格・サンプリング方法、結果等は別紙鉄骨施工	適	
	・溶接部の品質 外観検査 超音波探傷検査	・仕様書	無し			

	はりとはりの 継手部分	<ul style="list-style-type: none"> ・接合方法（高力ボルト摩擦接合） ・摩擦面の状態、ボルトピッチ、縁あき ・接合状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・仕様書 ・構造詳細図 ・仕様書 	無し	無し	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書と工作図との照合 ・工場における摩擦面処理の確認及びボルト孔精度確認 ・工場における摩擦面処理の確認及びボルト孔精度確認 	適 適 適(共回りボルトを取替え)
	柱と柱の接合部分	<ul style="list-style-type: none"> ・接合方法(現場溶接) 1. OF ・溶接技能者資格 ・現場溶接の品質管理 ・組立精度、開先の精度、溶接条件等 ・溶接部検査(第三者) 外観検査 超音波探傷検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 構造詳細図 ・仕様書 ・仕様書 構造詳細図 ・仕様書 ・仕様書 	無し	無し	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書と照合 ・溶接姿勢、鋼材板厚と資格証との照合 ・溶接監理技術者の配置、現場溶接用設備機器の設置、作業用足場の設置等の確認 ・目視及び計測、予熱パス間温度確認、湿度対策 ・第三者による受入れ検査時に立会い検査及び報告書の照合確認(検査者・資格・サンプリング方法、結果等は別紙鉄骨施工状況報告書による) 	適 適 適 適 適
	帳壁等の外装材と柱・はりととの接合部分	<ul style="list-style-type: none"> ・帳壁の種類と接合方法 緊結金物の取付状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 矩計図 構造詳細図 	無し	無し	<ul style="list-style-type: none"> ・工程終了時に現場で設計図書と照合確認 	適
		その他、防火避難関係の主要構造部の工程が進んだ場合は、この欄に記載する。					
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	柱脚	<ul style="list-style-type: none"> ・位置・形状・寸法 アンカーボルト ベースプレート 	構造詳細図	無し		同上	適
	柱	<ul style="list-style-type: none"> ・位置・形状・寸法 	各階伏図 軸組図 構造詳細図	無し		同上	適
	はり(大はり・小はり)	<ul style="list-style-type: none"> ・位置・形状・寸法 	各階伏図 軸組図 構造詳細図	無し		同上	適
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	鉄骨造の柱、はり筋かい	<ul style="list-style-type: none"> ・防錆措置状況 	仕様書	無し		工場出荷時に確認	適
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ		指定する特定工程までに左記の工事監理業務が終了している内容を記入。					
開口部に設ける建具の種類及び大きさ			同上				
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む。)			同上				
備考	①コンクリート工事施工状況報告書(基礎部分):別添添付 ②鉄骨工事施工状況報告書(特定工程まで):別紙添付 ③平成〇年〇月△△日、計画変更確認第*****号(基礎の変更)						

★ 第1回特定工程の申請書4面に続けて記載可

第 3 5 名義等變更届書

様式第9号（第27条関係）

名義等変更届書

<p>下記のとおり名義等を変更したので、建築基準法施行細則第27条の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>建築主事 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>		
1 確認年月日及び番号		
2 建築(設置・築造)主の住所及び氏名	新	電話() 番 ㊟
	旧	電話() 番 ㊟
3 代理人の住所及び氏名	新	電話() 番
	旧	電話() 番
4 工事監理者の住所及び氏名	新	
	旧	
5 工事施工者の住所及び氏名	新	
	旧	
6 変更の理由		
市 町 村 受 付 欄	土 木 事 務 所 受 付 欄	本 庁 受 付 欄

- (注意) 1 建築(設置・築造)主の名義を変更する場合の届出者は、旧建築(設置・築造)主の名義とすること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

